

鳥取県犯罪のないまちづくり推進計画
〈第5期〉

～みんなで支えあい 安心して暮らせる 鳥取県～

令和2年4月1日

鳥 取 県

目 次

I	基本的事項	1
II	計画の目標と基本方針	2
1	計画の目標	2
2	計画の基本方針	2
3	推進施策の数値目標	5
III	推進施策	6
(I)	施策の体系	6
	＜犯罪防止編＞	6
	＜犯罪被害者等支援編＞	7
(II)	施策の内容	8
	＜犯罪防止編＞	8
	第1 自主防犯活動の促進	8
	第2 子ども、高齢者、女性、障がい者等の安全確保	11
	第3 防犯環境整備の促進	18
	＜犯罪被害者等支援編＞	22
	第1 支援等のための体制整備	22
	第2 損害回復・経済的支援等	26
	第3 精神的・身体的被害の回復・防止	28
	第4 刑事手続への関与拡充	32
	第5 県民、事業者の理解増進と配慮・協力の確保	33
V	推進体制	35
	【資料編】	37

I 基本的事項

1 計画の趣旨

県では、平成20年6月に、誰もが安全に安心して暮らせる社会の実現に向けて、県、県民、市町村、防犯団体、事業者の責務を明らかにし、連携、協働して犯罪のないまちづくりを推進するため、「鳥取県犯罪のないまちづくり推進条例」（以下「条例」という。）を施行しました。

また、条例に基づき、平成21年3月には平成20年度から平成22年度までを計画期間とする「鳥取県犯罪のないまちづくり推進計画」（以下「計画」という。）を策定し、その後3年ごとに計画を改定し、第4期計画は平成29年度から令和元年度までを計画期間として、犯罪のないまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ってきました。

この間、民間の防犯・見守りボランティアや青色防犯パトロール団体による積極的な自主防犯活動の実施に呼応するかのようになり、刑法犯認知件数が毎年減少し、令和元年には昭和21年以降最少となりました。

しかしながら、侵入窃盗などの日常生活に関わる様々な犯罪が依然として発生しています。特に、無施錠の状態での住宅侵入被害や自転車盗の被害などに遭う割合が全国平均より高いことなど、犯罪を未然に防ぐ取組の更なる推進が求められています。また、他県において登下校中の児童等が殺傷された事件の発生などが全国的に社会問題となる中で、子どもの安全確保対策が重要な課題となっています。

様々な犯罪が後を絶たず、県民の誰もが犯罪に巻き込まれる可能性がある中で、犯罪被害者、その家族又は遺族（以下「犯罪被害者等」という。）が平穏な生活を営むことができるようにしていくためには、国、市町村及び犯罪被害者等支援団体と連携して犯罪被害者等に必要な支援をより一層推進するとともに、県民一人ひとりが犯罪被害者等の置かれている状況等を理解し、地域社会全体で支えていくことが重要であり、本年3月に条例を改正し、犯罪被害者等の支援体制を強化することとしました。

以上のことを踏まえ、犯罪が防止され、及び犯罪により被害を受けた者に十分な支援がなされることで、県民が犯罪におびえることなく安心して暮らすことができる地域社会を実現していくため、犯罪のないまちづくりに関する施策をより一層推進することとし、これまでの取組状況や社会情勢の変化等を踏まえ、新たに第5期計画を策定するものです。

2 計画の期間

令和2年度から令和4年度までの3年間とし、必要に応じて見直しを行います。

II 計画の目標と基本方針

1 計画の目標

(1) 基本目標

犯罪が防止され、及び犯罪により被害を受けた者に十分な支援がなされることで、県民が犯罪におびえることなく安心して暮らすことができる地域社会を実現することを目指します。

(2) 達成指標

上記目標の達成度を測る指標として、次の数値目標を設定します。

○刑法犯認知件数 2,000 件以下の定着を目指します。

2 計画の基本方針

(1) 基本的考え方

犯罪のないまちづくりを推進するためには、犯罪の発生原因を「人」に求め、犯罪者がなぜ犯行に及んだのかを究明し、その犯罪の原因を除去するだけでは不十分で、犯罪を企てる者に犯罪の「機会」を与えないことによって犯罪を未然に防ぐことが有効です。

よって、地域の住民が日常的にコミュニケーションを確保し、自らの地域は地域住民の支え合いや助け合いにより守るという意識を持って防犯・見守り活動を行うことよって、犯罪者の接近を防ぎ、犯罪が起きにくい状況を作っていくこと（ソフト面の対策）が必要になります。

また、家庭、学校、地域等において、子どもの頃から自他ともに尊重し、思いやり、命を大切にす豊かな心を育成するとともに、社会の中で生きるに当たっての責任やルールなどの規範意識を形成することが重要です。

公園、道路や住宅などの整備に当たり、監視性、抵抗性を高めるなど防犯に配慮した構造、設備を有するものとする 것도大切です。これにより、地域を物理的に犯罪が起きにくい環境とすること（ハード面の対策）ができます。

これらのソフト、ハード両面の対策をバランス良く推進し、総合的、計画的にまちづくりを進めることが、地域の防犯力を高め、犯罪のないまちづくりを実現することにつながります。

さらに、県民が犯罪におびえることなく安心して暮らすことができる地域社会を実現していくためには、犯罪の防止のみならず、犯罪被害者等に十分な支援がなされることが重要であり、国、市町村、犯罪被害者等支援団体や関係機関と連携し、犯罪被害者等の立場に立った適切できめ細かい支援を行うとともに、県民や事業者など周囲の人々が犯罪被害者等の置かれた状況を理解し、犯罪被害者等を支えていくことが必要です。

(2) 基本的方向

平成29年5月に改定した第4期計画の達成指標である刑法犯認知件数は、平成29年に2,604件、平成30年に2,110件、令和元年に2,029件と、目標数値3,000件を大きく下回り、一定の効果をあげていることから、第4期計画中の施策を推進することとし、さらに計画期間中の犯罪のないまちづくりを取り巻く状況を踏まえて対応する必要があります。

よって、犯罪の防止に係る基本的な施策の枠組みは第4期計画を継続することとし、社会・犯罪情勢の変化に対応する個別の施策の重点化を図りつつ、取り組んでいくこととします。令和元年の刑法犯認知件数のうち窃盗犯が75.0%（1,522件）を占め、本県の窃盗犯の大きな特徴として、「無施錠」での被害があげられ、全国平均を上回る状況が続いていること（令和元年の自転車盗：鳥取県76.0%・全国61.1%、侵入窃盗（住宅対象）

：鳥取県 73.3%・全国 48.7%）、万引きが窃盗犯の中でも最も多かったこと（令和元年：480件）から、基本方針「自主防犯活動の促進」の中で、「鍵かけ運動の推進」、「万引き防止対策の推進」を最重点施策として継続して推進します。

なお、県内の刑法犯認知件数は平成16年以降の減少を継続しており、令和元年には、昭和21年以降最少となっているものの、窃盗犯や詐欺などの知能犯は対前年比増加し、様々な犯罪が依然として発生しており、他県において登下校中の児童等が殺傷された事件の発生などが全国的な社会問題となっています。このため、基本方針「子ども、高齢者、女性、障がい者等の安全確保」の中で、「子どもの安全確保対策の推進」を施策項目として新たに位置付け、「県民、事業者の意識啓発の取組」、「地域安全情報提供の取組」、「地域防犯活動を進める取組」、「学校・通学路等での安全確保の取組」、「子どもの安全教育の取組」を最重点施策として推進します。

SNSなどインターネット利用を介した被害の発生を踏まえ、その危険性の周知や適切な利用のための広報啓発活動を推進するとともに、特殊詐欺被害防止対策の推進を継続し、消費者被害の未然防止、早期発見及び拡大防止を図るための見守りネットワークの取組や広報啓発活動の強化を図ります。

基本方針「防犯環境整備の促進」の中では、「防犯カメラの適正な設置、運用」を継続し、犯罪を防止するとともに、プライバシーに配慮した防犯カメラの適正な設置、運用について普及啓発を図ります。

また、犯罪被害者等に対する十分な支援が求められている中で、より支援を推進するために、犯罪被害者等の支援に関し、基本的な施策の枠組みを見直し、県の施策を体系的に整理し、犯罪被害者等が望まれることを踏まえて、個々の施策の推進を図ります。

特に、国、市町村及び犯罪被害者等支援団体と連携して、犯罪被害者等への支援をより推進することとしています。

このため、第5期計画においては、基本方針について、「犯罪防止編」、「犯罪被害者等支援編」の2編構成とし、「犯罪防止編」においては継続して3つの基本方針とし、「犯罪被害者等支援編」においては犯罪被害者等基本法及び同法に基づく第3次犯罪被害者等基本計画等を踏まえ、新たな5つの基本方針として設定し、総合的かつ計画的に施策を推進していきます。

(3) 基本方針

<犯罪防止編>

第1 自主防犯活動の促進

県民、事業者の「自分たちの安全は自分で守る」、「地域の安全は地域で守る」という自主防犯意識の高揚を図るとともに、地域の自主防犯活動が活性化することによって、地域の連帯感を強め、お互いに支え合う良好な社会環境を形成します。

第2 子ども、高齢者、女性、障がい者等の安全確保

子どもや高齢者、女性、障がい者など防犯上配慮を要する人について、被害防止の取組を進めるとともに、地域住民が連携して、地域全体でそうした人々を見守る活動を推進します。特に、子どもの安全確保対策や子どもの健全育成にふさわしい環境づくり、犯罪被害に遭わないよう効果的な安全教育を推進します。

第3 防犯環境整備の促進

公園、道路、住宅、店舗等を犯罪の防止に配慮したものとし、ハード面での防犯環境整備を進めるため、施設ごとに整備指針を作成・普及するとともに、そうした整備を促進するため必要な情報提供、助言その他の措置を講じます。

＜犯罪被害者等支援編＞

第1 支援等のための体制整備

犯罪被害者等支援団体の運営や犯罪被害者等支援が円滑かつ効果的に実施されるよう、財政支援のみならず、犯罪被害者等支援団体、県、県警、市町村、関係団体等が連携協力し、犯罪被害者等への医療的、法的及び経済的支援活動や普及啓発活動の県民運動的な展開を発展させていきます。併せて、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるようにしていくため、誰でも支援が必要なときに、情報入手や相談ができ、専門的知識と経験等により、支援等を受けることができる体制整備を進めるとともに、犯罪被害者等の支援に関係する職員等の能力向上を図る取組を推進します。

第2 損害回復・経済的支援等

犯罪被害者等が受けた損害を回復し、経済的負担を軽減するため、損害賠償請求制度や経済的支援制度の周知、助言を行い、市町村、関係機関と連携して、犯罪被害者等支援を行います。さらに必要に応じて、居住の安定、雇用の安定等に係る取組を推進します。

第3 精神的・身体的被害の回復・防止

犯罪被害者等が受けた精神的・身体的被害を回復、軽減し、又は防止するため、市町村、関係機関・団体が連携協力しながら、犯罪被害者等支援を行います。併せて、早期の段階から精神科医や臨床心理士等によるカウンセリングが受けられる体制の充実及び犯罪被害者に対する保健医療サービスや福祉サービスの提供の充実を図るとともに、再被害を防止し、安全の確保への取組を推進します。

第4 刑事手続への関与拡充

犯罪被害者等にとって、事件の解決は、被害の回復にとって不可欠であり、また、解決に至る過程に関与することは、その精神的被害の回復に資する面があることから、「事件の当事者」である犯罪被害者等が刑事に関する手続や少年保護事件に関する手続に適切に関与できるよう、情報提供を行うなどの取組を推進します。

第5 県民、事業者の理解増進と配慮・協力の確保

犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害から立ち直り、再び地域において平穏に過ごせるようになるためには、支援施策の推進に加えて、県民及び事業者の理解と配慮、そしてそれに基づく協力が重要です。また、犯罪被害者・性暴力被害者も加害者も生まない取組も必要です。よって、教育活動や広報啓発などの機会を通じて、犯罪被害者等の人権が尊重され、名誉や生活の平穏が害されないよう、犯罪被害者等支援に対する県民及び事業者の理解を促進する取組を推進します。

3 推進施策の数値目標

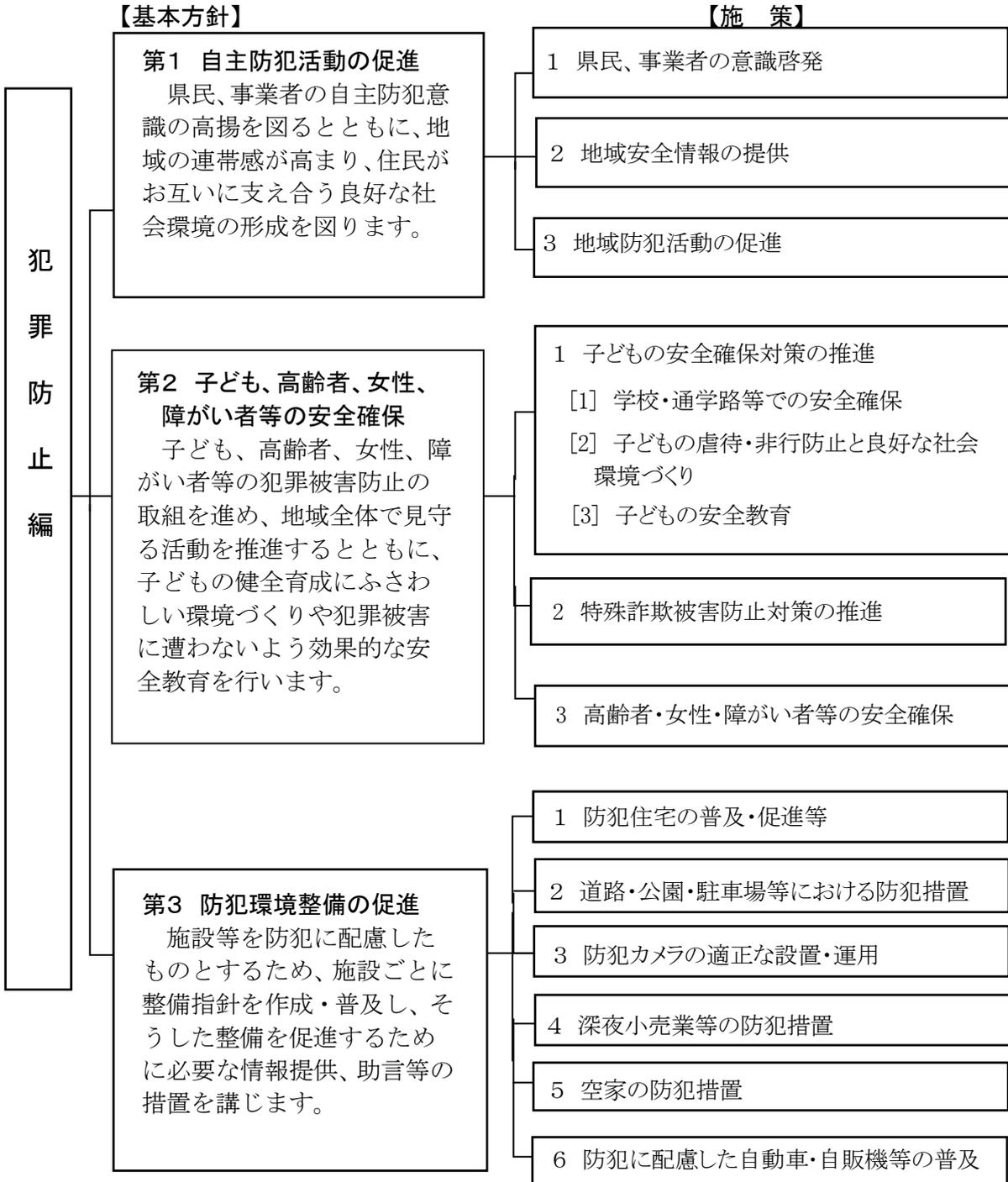
目 標 項 目	現 状 値 (令和元年度)	目 標 値 (令和4年度)
【<犯罪防止編>基本方針1 自主防犯活動の促進】		
○自転車盗、車上ねらい、侵入窃盗（住宅対象） の内、無施錠による被害割合 ・自転車盗 ・車上ねらい ・侵入窃盗（住宅対象）	R 元年末 76.0 % 48.6 % 73.3 %	R 4年 全国平均以下を 目標とする
○防犯ボランティア団体結成数	R 元年末 167 団体	現状維持以上を 目標とする
○防犯リーダー研修会参加者数（年間）	93 人	100 人
○青色回転灯装備車登録台数	R 元年末 86 台	現状維持以上を 目標とする
【<犯罪防止編>基本方針2 子ども、高齢者、女性、障がい者等の安全確保】		
○小学校の地域・通学路安全マップ作成割合	89 %	100 %
○子ども安全教室の実施回数	R 元年末 253 回	190 回
○不審者対応訓練（教職員対象）の実施率 ・小学校 ・中学校 ・高等学校 ・特別支援学校	85 % 12 % 21 % 80 %	100 % 85 % 60 % 100 %
○高齢者防犯講習の実施回数	R 元年末 210 回	220 回
○特殊詐欺の被害認知件数、被害金額 ・被害認知件数 ・被害金額	23 件 2,232 万円	R 4年 減少させる 減少させる
○消費者見守りネットワーク設置の市町村数	0 市町村	19 市町村
○デートDV予防学習・DV予防研修の支援員派遣研修（年間）	109 回	115 回
【<犯罪防止編>基本方針3 防犯環境整備の促進】		
○優良防犯施設の認定件数	92 件	100 件
【<犯罪被害者等支援編>基本方針1～5 支援のための体制整備ほか】		
○犯罪被害者支援活動員の人数	41 人	50 人
○性暴力被害者支援員の人数	46 人	50 人
○性暴力被害者支援員研修（年間）	7 回	10 回
○犯罪被害者支援広報の実施回数	202 回／3年	220回／3年
○犯罪被害者等支援に関する条例制定市町村数	0 市町村	19 市町村

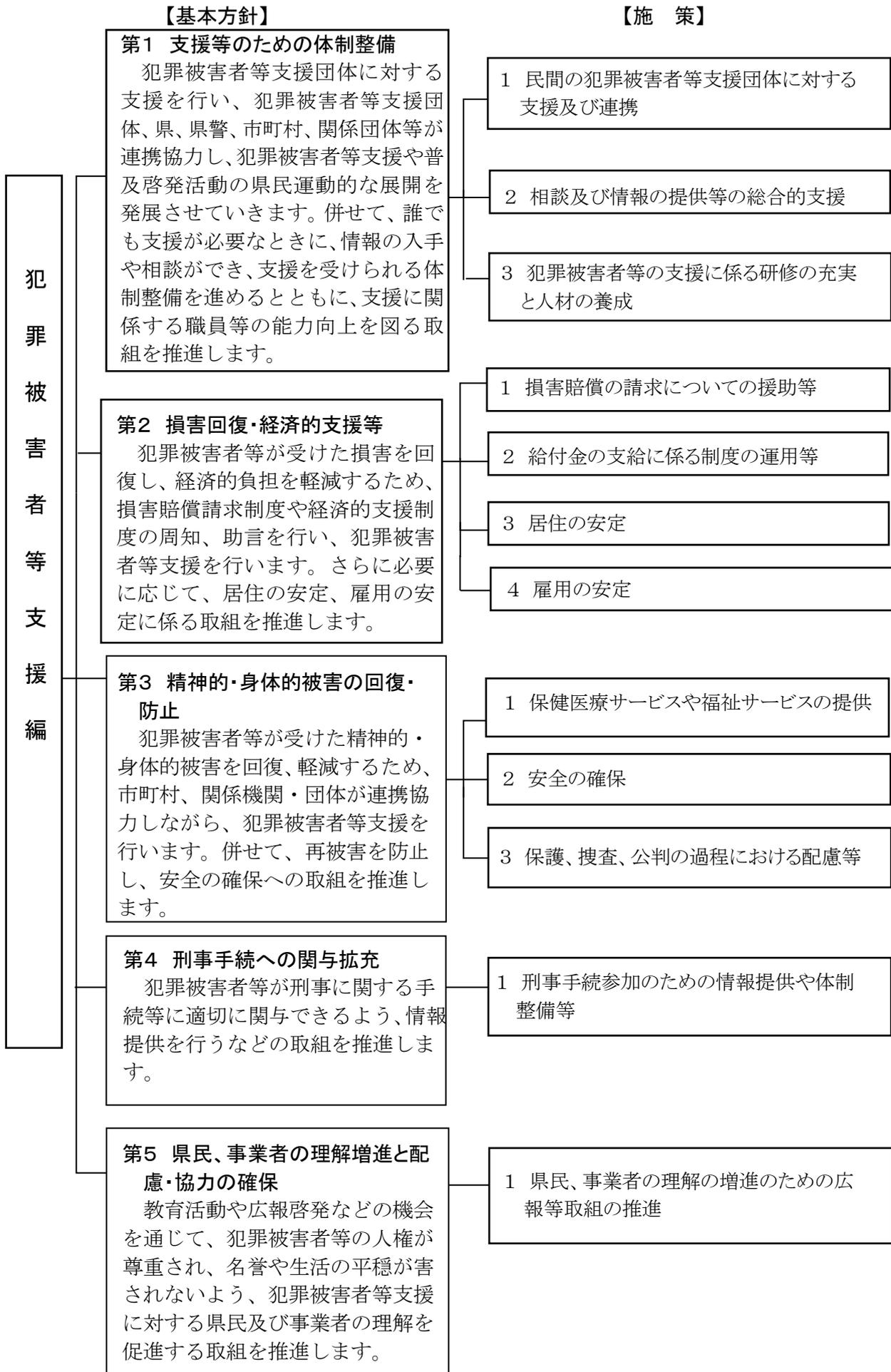
Ⅲ 推進施策

(Ⅰ) 施策の体系

【全体目標】

犯罪が防止され、及び犯罪により被害を受けた者に十分な支援がなされることで、県民が犯罪におびえることなく安心して暮らすことができる地域社会を実現する。





(Ⅱ) 施策の内容

<犯罪防止編>

第1 自主防犯活動の促進

本県で発生している犯罪の多くは、自転車盗や車上ねらい、住宅への侵入窃盗などですが、その内の大部分が「無施錠」により被害を受けたものです。これは、「自分は大丈夫」、「短時間だから」という油断、鍵のかけ忘れ等、ちょっとした不注意が大きな原因となっています。

こうした犯罪を少しでも減らしていくためには、私たち一人ひとりが「自分の安全は自分で守る」、「地域の安全は地域で守る」という防犯意識を持ち、家庭や職場を始め日常生活の中で、犯罪を防止するための自主的な取組を行うことが大切です。

このため県では、地域の見守り活動や防犯への取組の必要性が県民、事業者によく理解されるよう、積極的な広報啓発活動を行い、広く県民、事業者の自主防犯意識の醸成を図ります。

1 県民、事業者の意識啓発

《基本的な考え方》

県民、事業者の自主防犯意識の醸成を図るため、各種イベントや県の広報媒体等を通じて犯罪のないまちづくりに関する広報啓発を充実します。

令和元年の刑法犯認知件数の75.0%が窃盗犯で、このうち無施錠又は鍵付き状態のまま被害に遭う率が全国平均を大きく上回っていることから、『鍵かけ運動の推進』を、また、万引きを軽視する社会風潮を払拭し、「万引きは犯罪である」という規範意識を高めるため、『万引き防止対策の推進』をそれぞれ継続して最重点施策として実施します。

<具体的施策>

(1) 犯罪のないまちづくり推進計画等の普及啓発（生活環境部）

犯罪のないまちづくりの推進に当たっての総合的・基本的な方向性を示す推進計画及び防犯活動や防犯環境整備に取り組む際のガイドラインとなる各種防犯指針の広報を行います。

(2) 【最重点】鍵かけ運動の推進（生活環境部、県警本部）

- ア 住宅、自転車、自動車等の鍵かけを推進するため、ロックの日（6月9日）、盗難防止の日（10月7日）、全国地域安全運動の期間等に、街頭キャンペーンによる呼び掛け、チラシ等の配布を行うとともに、高校等に対して自転車の鍵かけの徹底を求めます。
- イ 鳥取県防犯連合会等の関係機関と連携し、各種広報等を行い、鍵かけの習慣化を推進します。

(3) 【最重点】万引き防止対策の推進（生活環境部、県警本部）

- ア 万引き防止を推進するため、盗難防止の日（10月7日）などに、街頭キャンペーンによる呼び掛け、チラシ等の配布を行うとともに、店舗管理者に万引き防止の協力を求めます。
- イ 「万引きは犯罪である」という規範意識を高め、誰もが万引きをすることがないように、鳥取県防犯連合会等の関係機関と連携し、各種広報を行う等の万引き防止対策を推進します。

(4) 薬物乱用防止対策の推進（福祉保健部、教育委員会、県警本部）

鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例を広く周知し、適切な運用を図るとともに、乱用薬物による健康被害や事件・事故のない安全な社会づくりを推進します。

(5) 県民への消費生活情報の提供等（生活環境部）

ア 悪質商法等の消費者被害を未然に防止するため、消費者行政に係る県と市町村との役割分担（※）に留意しながら、時宜に応じた広報・啓発を行います。

※「地域住民」への消費生活に関する一般知識の普及及び情報提供は市町村、「県民」への消費生活に関する専門知識の普及及び情報提供等は県

イ 地域住民と消費生活相談窓口とのパイプ役になる地域消費生活サポーターの養成・活動支援を進めます。

(6) 消費者教育の総合的かつ一体的な推進（生活環境部）

「鳥取県消費者教育推進計画」に基づき、消費者自身が自ら考え行動する自立した消費者として、消費者トラブルを回避し、適切に対処する能力を身に付けるだけでなく、消費者の日々の意思決定や行動が経済社会や地球環境に大きな影響を与えることを認識した上で、公正かつ持続可能な社会を目指して積極的に行動する消費者を育成するための事業について、消費者教育を推進する多様な主体と連携して、学校、家庭、職域、地域など様々な場において実施します。

(7) 社会を明るくする運動等の更生保護活動の推進（福祉保健部）

犯してしまった罪をつぐなった人の円滑な社会復帰を支える取組や再犯を防止し立ち直りを支える地域社会づくりのための世論啓発など、更生保護活動を行う団体の取組を支援します。

(8) 農機具等の盗難防止の啓発（農林水産部）

チラシの配布やメディアを活用した広報活動により、農林水産業者への注意喚起、意識啓発を行い、農機具や林業機械、船外機等の盗難防止対策を推進します。

2 地域安全情報の提供

《基本的な考え方》

地域での防犯活動に資するため、各地域での犯罪の発生状況や不審者に関する情報を、インターネットや携帯電話を始めとする、各種の広報媒体を通じて提供します。

＜具体的施策＞

(1) 地域情報ネットワークの活用（県警本部）

各警察署等から必要な情報が必要とする対象にタイムリーに伝達されるよう、各種広報媒体によるネットワークの活用を進めます。

(2) 多様なメディアによる情報提供（生活環境部、県警本部）

県ホームページ、ケーブルテレビの文字放送、あんしんトリピーメール等の各種媒体を活用した情報提供を進めます。

(3) コミュニティ情報の提供（県警本部）

身近で、ちょっとした心掛けで対応できる防犯対策情報や地域の犯罪情勢を生活安全企画課が発行する「地域安全だより」や交番・駐在所が作成する「ミニ広報紙」などにより積極的に情報発信します。

3 地域防犯活動の促進

《基本的な考え方》

地域での防犯活動の促進を図るため、効果的な活動例や先進的な取組事例を積極的に取り入れ、活動内容の充実を図るとともに、活動の核となるリーダーの育成を推進します。

＜具体的施策＞

(1) NPO活動等の促進（生活環境部、地域づくり推進部、福祉保健部）

- ア 安全・安心なまちづくりを進めるために地域の見守り活動を行うNPO団体等に対して、防犯リーダー研修会を開催し、活動を促進する人材養成等の支援を行います。
- イ 公益財団法人とっとり県民活動活性化センターを通じた組織基盤強化等の支援を行うことにより、NPO活動等による地域の自主防犯活動を促進します。
- ウ 鳥取ふれあい共生ホームとして、高齢者、障がい者、子ども等、地域住民の誰もが集い、支え合う活動や地域の見守り活動の拠点となる安全・安心な居場所づくりの取組を支援します。

(2) 地域安全安心ステーションの設置（県警本部）

地域住民が自主的に管理・運営する施設や建物で、自主防犯活動の拠点として機能しうるものを「地域安全安心ステーション」と位置づけ、ここを中心に行われる防犯パトロール等の地域防犯活動を支援します。

(3) 防犯パトロール活動の促進（生活環境部、県警本部）

- ア 防犯ボランティア等による青色防犯パトロール活動を促進するため、指導や支援を行います。
- イ 県などの公用車に防犯ステッカーを貼付して運転するなど、効率的な防犯パトロール活動を進めます。
- ウ 防犯ボランティア団体への若者の参加を促進するため、地区防犯協議会、市町村、公民館、大学等と連携して、若者対象の講習会を開催します。

(4) 災害発生時の防犯対策の推進（生活環境部、県警本部）

- ア 災害発生時において、防犯ボランティア団体等が連携して防犯活動を実施できるよう、盗難被害の注意喚起等の情報提供を行います。
- イ 警察官等が被災地、避難場所等を巡回訪問し、盗難被害の注意喚起、防犯指導、相談対応等を行います。
- ウ 災害発生時における犯罪発生状況等をホームページ、ケーブルテレビの文字放送、あんしんトリピーメール等の各種媒体を活用した情報提供を行います。
- エ 災害の発生に便乗して、屋根等家屋修理に高額な請求をする悪質商法の被害を防ぐための注意喚起、啓発を図ります。

(5) 廃棄物不法投棄防止対策の実施（生活環境部）

- ア 廃棄物の不法投棄及び不適正処理の監視、指導をするための体制を整備し、不法投棄等不適正処理の防止を図ります。
- イ 廃棄物不法投棄の未然防止を図るため、関係機関、地域住民等が連携した合同パトロール等を実施します。

(6) 先進的活動事例の紹介（生活環境部、県警本部）

県内及び県外の先進的・効果的な取組に関する事例の収集に努め、県のホームページ等により紹介します。

第2 子ども、高齢者、女性、障がい者等の安全確保

犯罪の被害に遭いやすい子ども、高齢者、女性、障がい者等の安全確保のため、自主防犯意識の醸成や地域ぐるみの取組が求められています。

子どもの安全確保のため、学校、保護者、地域住民、警察等が協働・連携し、学校、通学路等の安全体制の充実や子どもの安全確保対策、環境整備を進めます。

また、高齢者、女性、障がい者等の安全確保のため、市町村、社会福祉団体等と協働・連携し、地域での取組を進めます。

1 子どもの安全確保対策の推進

《基本的な考え方》

学校や通学路等において、子どもが犯罪被害に遭わないよう、安全確保を図るための防犯指針に基づき、安全な学校、安全な通学路づくりを進めるとともに、地域での見守り活動の充実を図ります。

子どもに、様々な危険を予測し回避する能力を身に付けさせるため、子どもたちによる「地域・通学路安全マップ」の改善・情報共有や、子どもの発達段階に応じた効果的・実践的な防犯訓練（教室）の実施など、安全教育の充実を図ります。

さらに、『県民、事業者の意識啓発の取組』、『地域安全情報提供の取組』、『地域防犯活動を進める取組』、『学校・通学路等での安全確保の取組』、『子どもの安全教育の取組』を最重点施策として推進します。

また、地域のボランティア、関係団体、事業者等と連携して、子どもの健全な育成を阻害するおそれのある環境を改善し、非行防止に効果的な環境づくりを行うとともに、SNSなどインターネット利用を介した被害の発生を踏まえ、その危険性の周知や適切な利用のための広報啓発活動を推進します。

〔1〕学校、通学路等での安全確保

＜具体的施策＞

(1) 【最重点】県民、事業者の意識啓発の取組（生活環境部、教育委員会、県警本部）

ア 鳥取県地域安全フォーラムの開催

県民、事業者、行政機関、教育関係者、防犯団体等の参加を呼び掛け、積極的に防犯活動に取り組んでいる団体等の表彰や事例発表を行い、地域の見守り活動などへの活動意欲の向上や団体相互の連携の強化を図るとともに、防犯の有識者などによる講演等を行い、広く県民、事業者の犯罪のないまちづくりへの機運の醸成を図ります。

イ 各種講習会等の開催

各警察署において防犯講習会を開催するとともに、防犯団体や自治会・町内会等の要請に応じ、出前防犯講座を実施し、地域の見守り活動や防犯ボランティア団体への参加促進や、鍵かけの習慣化を含め防犯意識の醸成を図るため、社会の規範意識及び絆の向上を目指します。

ウ 既存会議等を啓発の場として活用

学校安全研修会、PTA研修会、「放課後児童クラブ」・「放課後子供教室」研修会などの既存会議・研修会で、子どもの被害防止の観点を盛り込んで実施します。

エ 散歩等ながら見守り、通学路等見守り活動の啓発

地域において子どもの被害防止を図る上で、散歩等日常生活の中でのながら見守り（※）や通学路等見守り活動により、地域全体で守るという取組が重要であることから、鳥取県地域安全フォーラムや各種講習会等でチラシを配布し、広報啓発を図ります。

※散歩、ジョギング、買物、犬の散歩、花の水やり等の日常活動を行う際、防犯の視点を持って見守り活動を行うこと。

(2) 【最重点】地域安全情報提供の取組（子育て・人財局、教育委員会、県警本部）

ア 不審者情報等の共有及び迅速な対応

不審者情報等に係る連絡体制（連絡担当者の共有化など）を県警、県教育委員会、子育て・人財局、学校間（「放課後児童クラブ」、「放課後子供教室」等を含む）で構築し、また、共有内容・方法を改善し、効果的な見守り活動や迅速な安全対策につなげます。

イ 地域の防災行政無線や青色回転灯装備車（青パト）等の活用促進

地域の防災行政無線や青色回転灯装備車（青パト）等、学校・地域の実態に応じた情報共有機器や情報伝達・通報手段の活用を進めます。

(3) 【最重点】地域防犯活動を進める取組（生活環境部、教育委員会、県警本部）

ア 地域の防犯力の向上、防犯リーダー研修会の開催

地域の防犯力を高め、市町村や地域住民等による防犯活動やながら見守りを促進するため、地域の自主防犯活動の中心的役割を担い、地域住民の防犯意識啓発やボランティア団体の活動を促進する人材の養成と資質向上を図る防犯リーダー研修会を開催します。

イ 青色防犯パトロール活性化の促進

青色防犯パトロールの活性化や団体間のネットワークを確立するための交流を図るため、実施団体の代表者に対する防犯講習や団体間のネットワークを確立するための交流を実施します。

ウ 子どもへの声かけ・挨拶運動・ながら見守りの推進

P T A・地域住民等が連携して、登下校時等における子どもの見守り活動の際に、子どもへの挨拶や声かけやながら見守りを励行し、地域の連帯感を高め犯罪に遭いにくい環境づくりを進めます。

(4) 【最重点】学校・通学路等での安全確保の取組（生活環境部、教育委員会、県警本部、市町村）

ア 子どもの安全を確保するための指針の普及啓発

学校、通学路等における子どもの安全確保を図るため、「学校等における児童等の安全の確保に関する指針」及び「通学路等における児童等の安全の確保に関する指針」について、広く県民、事業者への普及啓発を行い、子どもの安全確保に取り組む気運の醸成を図ります。

イ 子どもの見守り活動の促進

学校、P T A、防犯ボランティア、地域住民、事業者などが連携して、登下校時を中心として見守り活動を実施し、子どもの安全確保を図ります。

ウ 防犯ブザー等の活用、集団下校・スクールバス等による安全な登下校の実施

防犯ブザー等安全確保のための装備の携帯を奨励するとともに、学校の実態に応じた安全な登下校の方策を実施するよう努めます。

エ 公共交通機関（スクールバスを含む）乗降・乗車時の安全対策の強化

保護者やボランティアの同乗・見守り、防犯物品の配備等により、公共交通機関（スクールバスを含む）乗降・乗車時の安全対策強化を図ります。

オ 子どもへの声かけ・挨拶運動・ながら見守りの推進〔再掲〕

P T A・地域住民等が連携して、登下校時等における子どもの見守り活動の際に、子どもへの挨拶、声かけやながら見守りを励行し、地域の連帯感を高め犯罪に遭いにくい環境づくりを進めます。

カ 子どもかけ込み110番の家の活性化、活用の強化

通学路（集団登校時の集合場所、バス停を含む）等の地域住民や事業所の協力を得て、子どもが緊急に避難できる場所の確保、点検、更新及び不審者情報共有により、「子どもかけ込み110番の家」の活性化、活用の強化を図ります。

キ 危機管理マニュアルの見直し・更新

登下校時の通学路や学校内での不審者等への対応に備え、地域の実情に応じた危機管理マニュアルの見直し・更新と、マニュアルを踏まえた実践的な防犯訓練の実施等を促進します。

(5) 総合的な学校安全対策（教育委員会、県警本部）

- ア 防犯の専門家や警察官OB等をスクールガードリーダーとして委嘱し、学校や学校安全ボランティアに対する指導を行うとともに、学校安全ボランティア等を活用し、学校・家庭・地域が一体となり、子どもを見守る取組を実施する市町村を支援することを通して、子どもの安全確保の推進を図ります。
- イ 学校における安全教育・安全管理の充実と教職員の指導力の向上を図るための研修会を開催します。
- ウ 少年の非行・被害防止活動や安全確保対策等の支援を行うスクールサポーターが、児童等の非行問題、問題行動等について、教職員や児童等へ生徒指導等の面からの助言、巡回活動、相談活動や防犯ボランティアと協働しての子ども見守り活動を実施します。

(6) 子どもの安全・安心な居場所の確保（福祉保健部、子育て・人財局、教育委員会）

- ア 「放課後児童クラブ」と「放課後子供教室」が連携を図り、小学校の余裕教室や公民館を利用し、地域住民の参画を得て、子どもとともに勉強・スポーツ・文化活動、体験・交流活動を実施します。
- イ 子どもの健全育成を図るため、市町村が、労働等により昼間家庭に保護者のいない世帯の子どもを対象に放課後等の適切な遊びや安全・安心な生活の場を提供する放課後児童クラブ事業を支援します。
- ウ 低所得世帯やひとり親家庭等の子どもたちが、夜間や休日に地域住民等とともに食事や勉強、活動を行い、子どもたちが社会性や規則正しい生活習慣を身に付け、孤立の防止等を推進することができる居場所づくりを支援します。
- エ 鳥取ふれあい共生ホームとして、高齢者、障がい者、子ども等、地域住民の誰もが集い、支え合う活動や地域の見守り活動の拠点となる安全・安心な居場所づくりの取組を支援します。〔再掲〕

(7) 子ども安全情報の共有化（教育委員会、県警本部）

- ア 子どもの安全確保対策等について、県警、県教育委員会、関係機関が連携した被害情報ネットワークにより情報の共有化を図ります。
- イ 不審者情報等に係る連絡体制（連絡担当者の共有化など）を県警、県教育委員会、学校間（「放課後児童クラブ」、「放課後子供教室」等を含む）で構築し、また、共有内容・方法を改善し、効果的な見守り活動や迅速な安全対策につなげます。〔再掲〕

〔2〕子どもの虐待・非行防止と良好な社会環境づくり

<具体的施策>

(1) 児童虐待防止に携わる関係機関による援助体制の継続（子育て・人財局）

児童相談所・市町村等、児童の支援に携わる者による法定協議会のほか各種連絡会を開催し、情報の共有、県警、県医師会をはじめとする関係機関の連携強化及び児童虐待を含む要保護児童の早期発見・早期対応のための全県的・圏域ごとの体制を継続します。

(2) 児童虐待の未然防止及び通報の促進（子育て・人財局）

児童虐待の防止、早期対応のために、教育関係者、医療関係者等の子どもに関わる各関係機関と引き続き連携を図るとともに、虐待のおそれのある事例について通報していただくための啓発を引き続き実施します。

(3) 薬物乱用防止対策の推進（福祉保健部、教育委員会、県警本部）

- ア 鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例を広く周知し、適切な運用を図るとともに、乱用薬物による健康被害や事件・事故のない安全な社会づくりを推進します。〔再掲〕
- イ 薬物乱用の問題に対して、教員の指導力向上が図られるよう研修会を開催するとともに、薬物乱用防止指導員、学校薬剤師、警察職員等と連携して、生徒の規範意識を醸成するための薬物乱用防止教室・非行防止教室・被害防止教室を開催します

(4) スマートフォン等におけるインターネット利用に関する教育啓発の推進（子育て・人財局、教育委員会、県警本部）

ア 急速に普及しているインターネット通信機器（スマートフォン、ゲーム機、タブレット端末、携帯型音楽プレーヤーなど）の利用による危険性が顕在化する中、その特性や危険性、個人の責任、情報モラルについて理解してもらうため、関係団体等と連携し、初めて当該通信機器を利用するメディアスタート時を含め、ペアレンタルコントロール（※1）の普及促進などに取り組む研究集会や草の根的な学習を支援し、幅広く地域や保護者、子どもへの啓発を図ります。

※1 スマートフォン、ゲーム機、携帯型音楽プレーヤー等でインターネット接続をする場合、保護者が青少年の年齢や能力に応じ閲覧制限等を行い、インターネットの利用を適切に管理すること。

イ 各種会議や学校における非行防止教室等の機会を捉え、SNS（※2）の危険性や被害事例、フィルタリングをはじめとするペアレンタルコントロールの重要性等について、継続的な教育啓発を実施します。

※2 ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略称。人とのつながりを、インターネットを通じて構築する会員制のサービスのこと。

ウ SNSやオンラインゲームなどインターネット上のサービスを適切に利用できるよう、ホームページ、啓発用リーフレット等を活用して、子どもたちや保護者、地域への啓発活動を行います。

エ フォーラムの開催などにより、子どもたちが主体的に関わってインターネット通信機器の利用について考えていく活動や、親子で一緒に考える取組を、関係機関と連携し、推進します。

オ スマートフォンで、子どもたちが犯罪に巻き込まれる恐れがある言葉（例 #（ハッシュタグ）家出など）を検索した場合に、危険なサイトに近づかないよう、犯罪被害への注意を呼びかける画面を表示するターゲット広告を活用し、情報発信、注意喚起を図ります。

カ インターネット上のいじめや誹謗中傷、犯罪被害などから子どもたちを守るため、インターネット上の掲示板、サイトなどへの子どもたちの書き込みを監視し、不適切な書き込みなどがあれば、警察等関係機関と情報共有を図ります。

(5) 家庭教育支援の推進（教育委員会）

すべての親が安心して家庭教育が行えるよう家庭教育支援の充実を図るとともに、地域人材の育成及びネットワークの構築、家庭教育支援チームの組織化、啓発広報に取り組むとともに、学校等との連携により保護者への学習機会の提供や相談対応等を行う市町村を支援します。

(6) 少年の規範意識の向上等の推進（県警本部）

ア 少年の規範意識の向上を図り、インターネット利用に起因した犯罪等の被害者にも加害者にもならないようにするため、学校等の関係機関と連携し、警察職員を学校へ派遣し、非行防止教室等を開催します。

イ 各種イベント等の機会を通じて、少年の非行防止と健全育成に向けた広報啓発活動を行います。

(7) 少年サポートセンターによる指導・支援（県警本部）

地域における少年の健全育成の拠点として、街頭補導活動、少年相談、立直り支援のための体験活動、保護者や小・中・高校生への非行及び被害防止等に関する各種情報提供などを行います。

(8) 少年補導センター等活動の推進 (子育て・人財局)

非行のおそれのある少年を早期発見、補導し、少年の健全育成を図る活動を行う少年補導センター等に事業補助を行い、活動の活性化を図ります。

(9) 鳥取県青少年健全育成条例の周知と適切な運用 (子育て・人財局)

鳥取県青少年健全育成条例の周知徹底に努めるとともに、関係事業所への立入調査や指導及び有害図書類の指定等条例の適切な運用により、子どもにとって良好な社会環境の整備を図ります。

〔3〕子どもの安全教育

＜具体的施策＞

(1) 【最重点】子どもの安全教育の取組

ア 地域・通学路安全マップの改善・情報共有 (教育委員会、県警本部)

登下校時の集合場所、バス停、交差点等で児童生徒が集団で留まる場所を含む通学路の合同点検を踏まえ、地域・通学路安全マップを改善 (スクールバス降車時の対応の追加等) し、子どもに危険な場所、被害に遭わない実践的知識を習得させるとともに、バスの発着時刻を含む地域・通学路安全マップを教育委員会、警察、地域の見守りボランティア団体、保護者等と情報共有を図ります。

イ 子ども安全教室の開催

子どもの防犯意識を高めるため、教育委員会等と連携し、防犯標語「いかのおすし」等による不審者対応や鍵かけの意識啓発を図る防犯教室を実施します。

(2) 教育全般にわたる相談窓口等の設置 (教育委員会)

ア 不登校、いじめ、問題行動などに対応するため、小学校に「学校生活適応支援員」を配置するとともに、中・高等学校、特別支援学校にスクールカウンセラーを配置、加えて県立学校にはスクールソーシャルワーカーを配置 (8名拠点校配置) し、関係機関との連携を図りながら、子ども、保護者、教員に対する助言や指導を行います。

イ 不安や悩みがある子ども、保護者等に対応するため、いじめ・不登校総合対策センターに電話・メール・来所相談に応じる相談員等を配置し、相談者へのアドバイスや支援を行います。また、専門医 (小児科、精神科) が対応する教育相談会を定期的実施します。

(3) いじめ問題等への取組の推進 (教育委員会)

ア 子どもたちが自己肯定感 (自尊感情) を高め、自他を尊重し合う中でいじめの未然防止や解決を図ることができるように、学校・家庭・地域が連携・協働して、子どもたちのよりよい人間関係づくりや環境づくり、人権感覚の育成などの効果的な取組を推進するための支援を行います。

イ いじめの問題に対する教職員の認識を高め、警察等関係機関との連携や専門家の活用など、問題に適切かつ迅速に対応できる体制を整えます。

(4) こどもいじめ人権相談窓口の設置 (総務部)

子どものいじめ問題に対応するため、こどもいじめ人権相談窓口を設置し、いじめに関して相談者をきめ細かく支援して、いじめ問題の解決を促進します。

(5) 不登校の子どもへの登校支援、居場所の提供 (教育委員会)

不登校やひきこもりの状態などにある子どもに対して、訪問支援、来所・電話相談、安心して過ごせる居場所の提供、体験的な活動の実施などを行い、進学、就労、社会参加に向けた支援を行います。

(6) 消費者教育、金融教育の推進（生活環境部、教育委員会）

- ア 「鳥取県消費者教育推進計画」に基づき、将来の自立した消費者の育成と若年者の消費者事故・被害の防止を目的に、幼児期より発達段階や特性に応じた消費者教育、金融教育を実施するとともに、保護者に対する消費者教育、金融教育を推進します。
- イ 令和4年度からの成年年齢引き下げに伴い、高校生の消費者被害の防止・救済に係る教育の充実のため、専門家と連携し、教員研修や授業等を行うなど、消費者教育、金融教育の推進を図ります。

2 特殊詐欺被害防止対策の推進

《基本的な考え方》

高齢者を中心に幅広い世代を対象とした特殊詐欺による被害が後を絶たず、県民の安全・安心な生活を脅かす深刻な課題となっています。このため、消費者被害の未然防止、早期発見及び拡大防止を図るための見守りネットワークの取組や広報啓発活動の強化を図ります。

<具体的施策>

(1) 特殊詐欺被害防止対策の強化（生活環境部、県警本部）

- ア 市町村、防犯ボランティア団体等と連携した高齢者世帯の巡回訪問活動や防犯講習会、出前防犯講座等の各種講習会を実施し、交番、駐在所を中心とした直接、顔が見える活動としての広報啓発活動を通じて高齢者を中心に被害防止を呼びかけます。
- イ 金融機関、コンビニエンスストア、宅配業者等と連携し、自主的な警戒や声掛けの強化、一日当たりのATM（現金自動預け払い機）利用限度額の引下げ等、地域社会が一体となって特殊詐欺被害を阻止できる環境づくりを行うなど、水際阻止対策を推進します。
- ウ 判断力が不十分となった高齢者等の消費者被害を防ぐため、各市町村と地域の関係者が連携して見守り活動を行う「消費者安全確保地域協議会(見守りネットワーク)」の設置を推進します。

(2) 高齢者、障がい者のための啓発講座等の実施（生活環境部、県警本部）

- ア 民生委員、老人クラブ、障がい者団体、社会福祉施設等などからの要請に応じて、消費者被害防止に関する啓発講座を行うとともに、中山間地域において、特殊詐欺被害防止のための講習を実施します。

(3) 特殊詐欺被害防止のための情報提供（県警本部）

- ア 特殊詐欺被害の発生状況等をホームページ、ケーブルテレビの文字放送、あんしんトリピーメール等の各種媒体による情報提供を進めます。
- イ 特殊詐欺被害の発生状況等を生活安全企画課が発行する「地域安全だより」や交番・駐在所が作成する「ミニ広報紙」などにより積極的に情報発信します。
- ウ 特殊詐欺被害の発生直後、又は、発生が予想される場合には、防災行政無線等の各種媒体で被害防止を呼びかけるよう要請します。

(4) 高齢者等の見守り活動の推進（地域づくり推進部、生活環境部）

- ア 中山間地域等で事業活動を行っている事業者と県・市町村が連携し、高齢化・独居化が進む地域において、住民の日常生活での異常等の早期発見を図り、安全で安心して生活できる地域づくりを推進します。
- イ 高齢者や障がい者の身近な見守りの担い手に対する意識付けを行うなど、特殊詐欺被害防止の体制づくりのための取組を市町村や関係団体等と連携して行います。

ウ 判断力が不十分となった高齢者等の消費者被害を防ぐため、各市町村と地域の関係者が連携して見守り活動を行う「消費者安全確保地域協議会(見守りネットワーク)」の設置を推進します。〔再掲〕

(5) 高齢者、障がい者等の居場所づくり (福祉保健部) 〔再掲〕

鳥取ふれあい共生ホームとして、高齢者、障がい者、子ども等、地域住民の誰もが集い、支え合う活動や地域の見守り活動の拠点となる安全・安心な居場所づくりの取組を支援します。

3 高齢者・女性・障がい者等の安全確保

《基本的な考え方》

高齢者・女性・障がい者等が事件や事故に巻き込まれないよう、地域での高齢者・障がい者の訪問、見守りや様々な広報媒体を通じての情報提供等を行います。
--

<具体的施策>

(1) 高齢者等の見守り活動の推進 (地域づくり推進部、生活環境部) 〔再掲〕

ア 中山間地域等で事業活動を行っている事業者と県・市町村が連携し、高齢化・独居化が進む地域において、住民の日常生活での異常等の早期発見を図り、安全で安心して生活できる地域づくりを推進します。

イ 判断力が不十分となった高齢者等の消費者被害を防ぐため、各市町村と地域の関係者が連携して見守り活動を行う「消費者安全確保地域協議会(見守りネットワーク)」の設置を推進します。〔再掲〕

(2) 高齢者世帯の巡回連絡 (県警本部) 〔再掲〕

市町村、防犯ボランティア団体等と連携し、高齢者世帯の巡回訪問活動を実施します。

(3) 高齢者の社会参加活動支援 (福祉保健部)

高齢者の社会参加活動を促進するため、独居高齢者宅への友愛訪問や子どもの見守り活動など、地域活動の担い手である老人クラブの活動を支援します。

(4) 高齢者、障がい者等の居場所づくり (福祉保健部) 〔再掲〕

鳥取ふれあい共生ホームとして、高齢者、障がい者、子ども等、地域住民の誰もが集い、支え合う活動の拠点となる居場所づくりの取組を支援します。

(5) 高齢者の虐待防止、権利擁護 (福祉保健部)

ア 高齢者への虐待の未然防止を図るため、高齢者虐待に関する正しい理解の普及と権利擁護等について啓発を行います。

イ 高齢者の虐待問題に適切に対応するため、高齢者の権利擁護について様々な支援を行い、虐待対応のための体制を整備します。

ウ 高齢者施設における虐待防止に向けて、関係者の資質向上と意識啓発を図ります。

(6) 障がい者の理解の普及、障がい者の虐待防止、権利擁護 (福祉保健部)

ア 障がいのある方が事件や事故に巻き込まれず、地域で安全に生活するために、地域住民が障がいのある方を適切に見守り、必要な配慮が行えるよう、公民館、PTA、集落などからの要請に応じて、「あいサポーター研修」(様々な障がいの特性、困りごと、必要な配慮等について学ぶ研修)を実施します。

イ 障がい者への虐待の未然防止を図るため、障がい者虐待に関する正しい理解の普及と権利擁護等について啓発を行います。

ウ 障がい者虐待に適切に対応するための体制を整備します。

(7) 認知症高齢者等による行方不明者の早期発見等（福祉保健部、県警本部）

市町村、警察等と連携し、認知症高齢者等による行方不明者の早期発見に向けた協力体制をつくとともに、事前登録制度(※)の運用を働き掛けます。

※「事前登録制度」とは、認知症や病気により認知機能が低下した状態にある方（高齢者等）の情報を、希望により事前に登録し、警察署等で保管して、行方不明になった場合に迅速に活用することで、早期発見・保護するための制度のこと。

(8) DV被害の防止（子育て・人財局）

「鳥取県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援計画」を踏まえ、DV被害者の心のケアや支援者の研修・養成を始めとする支援体制の強化を図ります。

(9) 女性犯罪に関する相談（県警本部）

女性警察官の採用・登用の拡大に向けた環境整備を図ることなどにより、ストーカー、DV等の人身安全関連事案、性犯罪に関する相談等受理体制の強化を図り、女性被害者等への適切な対応を行います。

(10) 女性に対する防犯指導（県警本部）

防犯講習会において、路上等で被害に遭った場合や遭いそうな場合の対処法などを指導します。

第3 防犯環境整備の促進

見通しの悪い道路、公園や暗がりの駐車場、侵入に対して弱い住宅、店舗などは、犯罪を誘発するおそれがあります。

道路、公園、駐車場や住宅、店舗など、県民、事業者が日常的に利用する公共空間・施設等を犯罪が起こりにくい環境とするために策定した防犯指針に基づいて、犯罪の防止に有効な設備（防犯灯、防犯カメラ、非常通報装置等）の設置など、安全性を高める取組が進むよう啓発に努めます。

また、防犯環境の整備にあたり公共空間において防犯カメラの設置が進むことは犯罪抑止等の効果が期待される一方、プライバシーの保護や画像の適正管理が求められることから、適正な利用について啓発に努めます。

1 防犯住宅の普及・促進等

《基本的な考え方》

住宅等への侵入犯罪は、強盗等の凶悪犯に結びつきやすいことから、特に防犯性能を高める必要があります。このため、「犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針」に基づき、防犯設計・設備の普及を図ります。
--

<具体的施策>

(1) 住宅の防犯部品、防犯設計の普及促進（生活環境部）

県民に向けて、防犯性の高い建築部品や防犯に配慮した設計等を広く普及啓発し、住宅の防犯性能の向上を図ります。

(2) 住宅等の防犯指針の普及啓発（生活環境部）

ア 「犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針」に関する情報提供をパンフレットやホームページ等により行い、住宅の防犯性能向上に関する県民の意識啓発を図ります。

イ 防犯指針を踏まえた県営住宅等の整備・管理を進めます。

(3) 優良防犯施設の認定（生活環境部）

優良な防犯能力を持つ学校、共同住宅、コンビニエンスストア等を「優良防犯施設」に認定し、防犯能力の高い施設の普及を促進します。

2 道路、公園、駐車場等における防犯措置

《基本的な考え方》

道路、公園等は、不特定多数の者が利用する公共空間であり、いつでも誰でも犯罪に遭遇するおそれがあることから、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有したものとする必要があります。このため、「犯罪の防止に配慮した公園等の構造、設備等に関する指針」に基づき、そうした施設の整備や防犯設備の普及を図っていきます。さらに、防犯に配慮した「まちなみ」形成などの防犯環境の形成や、事業者に対して防犯カメラ設置などの地域における防犯環境整備への協力などの啓発を図ります。

<具体的施策>

(1) 公園等の防犯指針の普及啓発（生活環境部）

「犯罪の防止に配慮した公園等の構造、設備等に関する指針」に則り、安全・安心性の高い公園、道路等が整備されるよう、その施設の設置・管理者へ広く普及啓発を図ります。

(2) 防犯指針に則した公園・道路の整備（生活環境部、県土整備部）

- ア 公園の施設・設備の整備に当たっては、防犯指針を踏まえ、植栽や樹木のせん定、遊具の配置への配慮、照明施設の設置等による見通しの確保などを図ります。
- イ 道路の整備に当たっては、防犯指針を踏まえ、分離構造とした歩道を設置することによる安全確保、街路樹のせん定や撤去による見通しの確保などを図ります。

(3) 防犯に配慮した「まちなみ」の形成（地域づくり推進部、県土整備部）

市町村と地域住民が一体となって策定する地区計画やまちづくり協定などについて、防犯に配慮した「まちなみ」形成の推進を支援します。

(4) 防犯環境整備の啓発（生活環境部、県警本部）

事業者に対して、事業用施設に防犯カメラや非常通報装置等の設備を設置するなど、地域における防犯環境整備に協力するよう、啓発を図ります。

(5) 地域環境の安全点検（生活環境部、県土整備部、県警本部）

行政、関係団体・保護者等が連携し、道路、公園等の危険箇所の安全点検を実施します。

(6) 安全・安心な商店街等の整備（商工労働部）

商業振興の観点から、地域住民、来街者の安全・安心の向上のため、商店街等への防犯カメラ、照明施設の設置等に対して支援します。

3 防犯カメラの適正な設置・運用

《基本的な考え方》

犯罪が防止され、県民が安全で安心に暮らすことができる地域社会の実現を目指して、防犯カメラの設置者等及びその他設置に関わる者に対し、防犯カメラの設置・運用の参考となる事項を示すことにより、犯罪を防止するとともに、人権を侵害することのない防犯カメラの適正な設置・運用を図ります。

<具体的施策>

(1) 防犯カメラの設置・運用指針の普及啓発（生活環境部）

防犯カメラなど犯罪の防止に配慮した施設等を備え、地域における防犯環境の整備を行う際、その設置者等に対して「防犯カメラの設置及び運用に関する指針」を防犯カメラ設置者等へ広く普及啓発し、プライバシーに配慮した防犯カメラの適正な設置・運用の周知を図ります。

4 深夜小売業等の防犯措置

《基本的な考え方》

深夜小売業者や金融機関等は、強盗等の凶悪犯罪や窃盗犯罪の対象となりやすいことから、「犯罪の防止に配慮した深夜小売業店舗等の構造・設備等に関する指針」に基づき、十分な防犯対策が講じられるよう努めます。また、深夜小売業者等は青少年の非行の温床とならないよう、施設周辺の良い風俗環境の保持に努めます。

＜具体的施策＞

(1) 深夜小売業店舗等の防犯指針の普及啓発（生活環境部、県警本部）

「犯罪の防止に配慮した深夜小売業店舗等の構造、設備等に関する指針」を深夜（午後10時から翌日の午前6時まで）に小売業を営む事業者及び銀行その他の金融機関へ広く普及啓発し、防犯性の高い店舗の普及と配慮すべき事項の周知を図ります。

(2) 防犯情報の提供（県警本部）

小売業者や金融機関に対し、犯罪発生情報等の積極的な提供や防犯対策設備などの紹介を行い、防犯意識の高揚と防犯設備整備の働きかけ等を行います。

(3) 事業所の防犯対策の推進（県警本部）

事業所の防犯模擬訓練の実施等を支援し、緊急時の適切な対処法の習得を促進します。

(4) 迷惑行為等への対応（県警本部）

人の集まる店舗の周辺において、来店者等が長時間にわたり居座り大声を上げる等の迷惑行為や青少年の「たむろ」がある場合には、帰宅の声かけや、エスカレートした時は警察への通報を行うよう、事業者を指導します。

5 空家の防犯措置

《基本的な考え方》

管理されていない「空家」は容易に不法侵入を許し、時間の経過とともに荒れ果て、不審火、不法投棄や性犯罪の温床となりかねません。このため、空家、空店舗、倉庫の所有者・管理者に対し適切な管理を促していきます。

＜具体的施策＞

(1) 空家等の実態確認（地域づくり推進部、県警本部、市町村）

広く県民から空家等の情報提供を受け、実態の把握を進めます。

(2) 空家等のパトロール（県警本部、市町村）

パトロールを実施し、空家等が非行等の温床とならないよう、外部から施設の施錠や不法侵入の形跡等を確認します。

(3) 災害発生時の空家の防犯措置（県警本部、市町村）

ア 災害発生時に防犯ボランティア団体等が連携して防犯活動を実施できるよう、盗難被害の注意喚起等の情報提供を行います。

イ 警察官等が被災地、避難場所等を巡回訪問し、空家の盗難被害の注意喚起、防犯指導、相談対応等を行います。

(4) 所有者・管理者への要請（市町村）

地域住民と連携し、パトロール等により不適切な管理状況が確認された場合、所有者・管理者に管理の改善の働き掛けなどを行います。

6 防犯に配慮した自動車・自動販売機等の普及

《基本的な考え方》

自動車、原動機付自転車、自転車や自動販売機に係る犯罪について、盗難防止のための装置や犯罪に強い構造、設備等を有するものの普及を図ります。

＜具体的施策＞

(1) 自転車防犯登録制度の普及 (県警本部)

自転車防犯登録制度は、自転車の盗難防止と盗難時の早期発見に有効であることから、普及啓発に努め防犯登録台数の増大を図ります。

(2) 自動車等の防犯装置の普及啓発 (県警本部)

自動車、原付等の乗物盗対策に有効なイモビライザー(※)等の防犯装置の設置を車両の購入者に働きかけるとともに、そうした装置の情報提供を進めます。

※専用キー以外ではエンジン始動ができない電子的盗難防止システム

(3) 犯罪に強い自動販売機等の普及 (県警本部)

自動販売機についても、盗難防止措置が施された機種や盗難防犯装置の普及を図ります。

＜犯罪被害者等支援編＞

第1 支援等のための体制整備

(公社)とっとり被害者支援センター及び性暴力被害者支援センターとっとり(以下、「犯罪被害者等支援団体」という。)は、民間中心に設立されたものであり、県、県警、市町村、関係機関等が連携協力してきた団体です。県等は、その運営や犯罪被害者等支援が円滑かつ効果的に実施されるよう、財政支援のみならず、犯罪被害者等への医療的、法的及び経済的支援活動や普及啓発活動の県民運動的な展開を発展させていきます。

併せて、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるようにしていくため、誰でも支援が必要なときに、情報の入手や相談ができ、専門的知識と経験等により、支援等を受けることができる体制整備を進めるとともに、犯罪被害者等の支援に関係する職員等の能力向上を図る取組を推進します。

1 民間の犯罪被害者等支援団体に対する支援及び連携

《基本的な考え方》

犯罪被害者等支援団体は、電話や面接による相談業務のほか、医療機関、弁護士、検察庁、裁判所等への付添など、きめ細かな直接的支援活動を行っており、犯罪被害者等にとっては、欠くことのできない存在となっていることから、犯罪被害者等支援団体の支援員の確保や安定した活動を図るための支援を行うとともに、支援関係団体・機関との連携協力の強化を図ります。

＜具体的施策＞

(1) 民間の犯罪被害者等支援団体などに対する支援（生活環境部、警察本部）

- ア (公社)とっとり被害者支援センターに対して、支援活動に必要な情報提供や支援センターの自主的な活動及び運営を安定させるための財政的な支援に努めます。
- イ 犯罪被害者等による自助グループの活動をサポートする取組を支援します。
- ウ 性暴力被害者支援センターとっとりに対して、性暴力被害者の早期回復に向けた支援を推進するため、実施主体として連携支援に関わる鳥取県性暴力被害者支援協議会の活動及び運営を安定させるための財政的な支援に努めます。

(2) 民間の犯罪被害者等支援団体に関する周知・広報等（生活環境部、警察本部）

損害賠償請求制度、その他犯罪被害者等の保護・支援のための制度の概要を紹介した冊子「被害者の手引(れんげ草)」(以下「被害者の手引」という。)、県ホームページ等において、犯罪被害者等支援団体の活動、連絡先、ホームページ等を紹介します。また、犯罪被害者支援に関する研修会を活用して、犯罪被害者等支援団体の意義・活動等について、周知・広報に努めるとともに、当該団体を実施するフォーラムや公開講座の共催や協力・支援を行います。

(3) 支援関係団体・機関との連携協力の強化（生活環境部、警察本部）

- ア 警察本部、各警察署に設置されている「鳥取県犯罪被害者支援連絡協議会」において、犯罪被害者等支援に関する情報交換、協議を行い、関係団体・機関との連携・協力による効果的な施策の推進を図ります。
- イ 県全体で犯罪被害者等の支援施策がより効果的に推進されるよう、(公社)とっとり被害者支援センターや性暴力被害者支援センターとっとりなどの民間団体に対して各種情報を提供し、意見交換や協働活動を行います。

(4) 民間の支援団体・公的機関で支援活動を行う者の養成・研修等への支援（生活環境部、警察本部）

民間の支援団体、公的機関に対して、研修内容に関する助言や講師派遣等の協力を行うとともに、犯罪被害者等が必要とする支援・対応策や連携方策など、「鳥取県犯罪被害者支援連絡協議会」において、想定事例をもとに犯罪被害者支援についての実践的訓練を実施します。

(5) 医療機関等と関係機関・団体等との連携協力の充実強化（生活環境部）

性暴力被害者支援連携事業を実施する性暴力被害者支援センターとっとりへの支援を通して、医療機関等と性暴力・性犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等との連携協力の強化及び情報提供等の充実を図ります。

2 相談及び情報の提供等の総合的支援

《基本的な考え方》

犯罪被害者・性暴力被害者等が求める情報は、刑事手続に関するもののほか、犯罪被害給付制度、犯罪被害者等支援団体、医療機関や弁護士に関する事項及び被害回復の方法など多方面にわたることから、犯罪被害者等が日常生活を円滑に営むことができるよう、関係機関による相談対応、情報提供や助言などを適切に行う取組を進めます。

＜具体的施策＞

(1) 総合的相談窓口の設置等（生活環境部、警察本部）

ア 警察総合相談窓口を設置し、困りごと、悩みごとなどの各種の相談等に24時間体制で応じます。

イ 県庁総合的対応窓口（くらしの安心推進課）を設置し、犯罪被害者等の支援に関し、被害の状況や求めに応じた情報提供、適切な相談機関や支援のための関係機関・団体の紹介、連絡調整等の総合的な対応を行います。

ウ 犯罪被害者等の支援に携わっている市町村・関係機関・団体の職員にとって、必要な情報や適切な支援等の参考となる「犯罪被害者支援ハンドブック」の活用普及を図ります。

エ 鳥取県における各種の支援施策を効果的に運用するため、庁内連絡体制として、必要に応じて関係課により、総合調整のための連絡会議を開催します。

(2) 被害相談電話の運用（警察本部）

警察総合相談窓口に加え、犯罪被害者のニーズに応じて、「警察総合相談電話」、「性犯罪110番（全国共通番号#8103）」（女性の犯罪被害者に対しては女性捜査員・女性職員などが対応）、「被害少年相談」、「犯罪被害給付制度に関する相談」などの相談に応じます。

(3) 女性犯罪に関する相談（警察本部）〔再掲〕

女性警察官の採用・登用の拡大に向けた環境整備を図ることなどにより、ストーカー・DV等の人身安全関連事案、性犯罪に関する相談等受理体制の強化を図り、女性被害者等への適切な対応を行います。

(4) 犯罪被害者・性暴力被害者等に対する相談・支援活動の推進（生活環境部、警察本部）

犯罪被害者・性暴力被害者等の負担軽減を図るため、犯罪被害者等支援団体や医療機関等関係団体と連携・協力しながら、相談・支援を推進します。

(5) 指定被害者支援要員制度の活用（警察本部）

犯罪被害者等支援の必要な事件が発生した際には、被害者支援担当者が犯罪被害者等に付き添い、心配ごとなどの相談を受け、助言や犯罪被害者等支援団体、カウンセラーの紹介を行うなど、必要な犯罪被害者支援を行います。また、毎年、被害者支援担当者に対する研修を行います。

(6) 主な相談窓口一覧の作成による総合的情報提供（生活環境部）

県ホームページに犯罪被害者等支援の取組ページを開設し、主な相談窓口一覧等、総合的な情報提供を行います。

(7) 被害少年の心情に配慮した相談対応（警察本部）

少年サポートセンターをはじめ、「サポートテレホン」、「ヤングメール」や面接相談等により少年からの各種相談を受理し、少年の心情を汲み取りながら対応します。

(8) ストーカー事案への適切な相談対応（警察本部）

ストーカー事案担当者の研修を充実し、ストーカー規制法等の適切な運用を図るとともに、犯罪被害者等の安全確保を最優先とした組織による迅速・的確な相談対応を進めます。

(9) 学校や関係機関との連携及び相談体制の充実（教育委員会）

ア 児童生徒が犯罪被害者等になった場合に、学校や関係機関との連携を図り、必要な支援を行うとともに、事件・事故などへの対応として、緊急的に教育相談員・スクールカウンセラー（臨床心理士等）を派遣します。

イ いじめ・不登校総合対策センターでは、不登校やいじめなどの学校生活上の課題、しつけや親子関係など家庭教育上の悩み、障がいや発達上の気がかりなことなどについて相談対応を行います。

(10) 交通事故相談活動の促進（生活環境部）

交通事故で被害を受けた方が抱える様々な問題について相談を受け付け、中立・公正な立場から、助言や問題解決のための支援を行うとともに、国が実施する研修会に職員を派遣し、相談員の資質向上を図ります。

(11) 市町村への情報提供・取組支援（生活環境部）

市町村の総合的対応窓口において、犯罪被害者等支援に取り組んでいけるよう、情報提供や犯罪被害者等連携支援研修会等を行うとともに、市町村において、保健福祉等の分野で犯罪被害者等の支援に効果的な施策や犯罪被害者等支援に関する条例の制定等が推進されるよう、市町村の取組を支援します。

(12) 「被害者の手引」による関係機関・団体が行う支援に関する情報提供（警察本部）

「被害者の手引」を作成・配布し、刑事手続の概要、捜査へのご協力のお願ひ、犯罪被害者等が利用できる制度、犯罪被害者等支援団体の活動及び各種相談機関・窓口などについて紹介します。

(13) 性犯罪・性暴力被害者等による情報入手の利便性の拡大（生活環境部、警察本部）

「性犯罪被害110番」等相談窓口については、県ホームページに掲載するなど、周知のための広報を推進し、性犯罪・性暴力被害者等が情報を入手する利便性の拡大を図ります。

また、事件化を望まない性犯罪・性暴力被害者等に対して、犯罪被害者等支援団体が提供し得る支援の内容を説明し、犯罪被害者の同意を得て犯罪被害者等早期援助団体に情報提供するなど、早期に支援を受けやすくなるようにしていきます。

(14) 日本司法支援センターとの連携（生活環境部）

犯罪被害者等の支援について、日本司法支援センターとの連携を図り、民事法律扶助制度の活用による弁護士費用及び損害賠償請求費用の負担軽減や無料法律相談の活用について周知を図ります。

(15) 自助グループの紹介（生活環境部、警察本部）

（公社）とっとり被害者支援センターが行う自助グループ支援活動について、犯罪被害者等に配付する「被害者の手引」、県ホームページ等で紹介します。

(16) 犯罪被害者等の保護・支援制度、刑事の手続等に関する情報提供の充実（警察本部）

損害賠償請求制度、その他犯罪被害者等の保護・支援のための制度の概要や、刑事に関する手続及び少年保護事件の手続並びに犯罪被害者等のための制度等を紹介した「被害者の手引」及び県ホームページについて、内容の充実や周知を図ります。

(17) **犯罪被害者等施策の広報の充実**（生活環境部、警察本部）

県ホームページの犯罪被害者等支援ページにおいて、犯罪被害者等の支援に関する施策や民間の犯罪被害者等支援団体の紹介など、随時必要な情報の更新を行い、充実を図るとともに、「被害者の手引」の確実な配付や、広報用チラシ等を作成、配布して情報提供を行います。

(18) **海外における邦人の犯罪被害者等に対する支援**（警察本部）

海外で邦人が犯罪等による被害に遭った場合において、日本国内の家族や帰国後の犯罪被害者等に対し、適切な支援を行います。

3 犯罪被害者等支援に係る研修の充実と人材の養成

《基本的な考え方》

犯罪被害者等に対し適切な支援を行うためには、支援に従事する者に対して犯罪被害者等の置かれている状況の理解、心身を回復させるための方法等に関する専門的知識と対応能力の向上が求められていることから、資質向上のための研修会の実施など人材の養成を図る取組を進めます。

＜具体的施策＞

(1) **犯罪被害者支援に携わる職員等への研修の充実**（警察本部）

各警察署の犯罪被害者支援担当者等に対して専門研修の実施、カウンセリングや犯罪被害者支援に関する研修の受講、犯罪被害者支援に関する研修等を実施します。

(2) **被害少年の継続的な支援を行う警察職員の技能修得**（警察本部）

カウンセリングに関する専門研修の受講等により、少年警察補導員等の知識・技能の修得を図ります。

(3) **学校における相談対応能力の向上等**（教育委員会）

児童生徒が犯罪被害者等になった場合に、学校や関係機関との連携を図り、必要な支援を行うとともに、事件・事故などへの対応として、緊急的に教育相談員・スクールカウンセラー（臨床心理士等）を派遣します。

また、被害者等になった児童生徒の心理面を理解し適切な対応を行うため、教育相談体制を整えるとともに研修を行います。

(4) **虐待を受けた子どもの保護等に携わる者の研修の充実**（子育て・人財局）

児童相談所等の職員を対象とした専門研修の実施や市町村職員に対する研修を実施し、資質向上を図ります。

(5) **犯罪被害者等支援団体の新たな支援員の養成に対する支援**（生活環境部、警察本部）

（公社）とっとり被害者支援センターや性暴力被害者支援センターとっとりにおいて、新たに電話・面接相談等を担う支援員の養成講座へ職員を講師として派遣するとともに、広報に協力するなど、支援します。

(6) **犯罪被害者等支援団体における支援員研修に対する支援**（生活環境部、警察本部）

（公社）とっとり被害者支援センターや性暴力被害者支援センターとっとりに対して、支援員の資質向上及び支援員が心の問題を抱えることがないようにメンタルケアに資する研修内容に関しての助言や研修実施に要する経費助成を行うなどにより、犯罪被害者等支援についての相談、情報提供、付添支援等の役割を果たす支援員の育成を図ります。

(7) **県・市町村職員等に対する研修会等の開催**（生活環境部）

県・市町村職員等に対して、犯罪被害者等連携支援のあり方や人権問題への理解が深まるよう、犯罪被害者等の支援に精通した有識者を招き、研修会や学習会を開催します

第2 損害回復・経済的支援等

犯罪被害者等が受けた損害を回復し、経済的負担を軽減するため、損害賠償請求制度や経済的支援制度の周知、助言を行い、市町村、関係機関と連携して、犯罪被害者等支援を行います。さらに必要に応じて、居住の安定、雇用の安定に係る取組を推進します。

1 損害賠償の請求についての援助等

《基本的な考え方》

犯罪等による被害に係る損害賠償の請求等が適切かつ円滑に実施されるよう、損害賠償請求制度や関連する支援制度の周知を図り、助言を行うなど、関係機関と連携して、被害回復を支援する取組を進めます。

＜具体的施策＞

(1) 損害賠償請求制度に関する情報提供の充実（警察本部）

損害賠償請求制度、その他犯罪被害者等の保護・支援のための制度の概要を紹介した冊子「被害者の手引」及び県ホームページについて、記載内容の充実や周知を図り、助言を行うなど、被害回復を支援する取組を進めます。

(2) 日本司法支援センターとの連携（生活環境部）〔再掲〕

犯罪被害者等の支援について、日本司法支援センター（法テラス）と連携を図り、民事法律扶助制度の活用による弁護士費用及び損害賠償請求費用の負担軽減や無料法律相談の活用について周知を図ります。

(3) 交通事故に係る保険金支払いの適正化等（生活環境部）

交通事故相談所における交通事故被害者の損害賠償問題等に係る総合的な相談活動により、交通事故被害者に対する損害賠償の適正化を図るとともに、ひき逃げや無保険車等の事故被害者を救済する政府保障事業について、広く県民への周知を図ります。

(4) 暴力団犯罪による被害の回復の支援（警察本部）

暴力団犯罪による被害者については、（公財）鳥取県暴力追放センターと連携し、暴力団犯罪に対する被害の回復を支援します。

2 給付金の支給に係る制度の運用等

《基本的な考え方》

犯罪被害者等は、犯罪等にあった時点で受ける損害だけでなく、経済的困窮や療養のための費用負担などによる経済的影響を受け、それによる精神的・身体的被害の回復にも影響が及ぶことから、犯罪被害給付制度の適切な運用など、経済的支援を図るよう努めます。

＜具体的施策＞

(1) 犯罪被害給付制度の迅速かつ的確な運用と広報活動の推進（警察本部）

犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、「被害者の手引」及び県ホームページに、犯罪被害給付制度に関する説明を掲載し、犯罪被害給付制度の広報を推進するとともに、仮給付制度の効果的な運用やこれらの制度の対象となり得る犯罪被害者や遺族に対しては、犯罪被害給付制度に関して有する権利や手続について十分な説明を行います。

(2) 犯罪被害者・性暴力被害者の医療費等の負担軽減（生活環境部、警察本部）

ア 犯罪被害者に対する初診・診断書の費用、性犯罪被害者の緊急避妊費用等の公費負担制度を適切に運用し、負担します。

イ 性暴力被害者支援センターとつとりにおいて、支援員が付添支援を行った性暴力被害者に係る初診・診断書の費用、緊急避妊費用等及び弁護士による法律相談費用の公費負担制度を適切に運用し、負担します。

- (3) **犯罪被害者・性暴力被害者のカウンセリング費用の負担軽減**（生活環境部、警察本部）
臨床心理士資格等を有する県内のカウンセラーに委嘱し効果的な運用を図るとともに、犯罪被害者・性暴力被害者に対するカウンセリング費用の公費負担制度を適切に運用し、負担します。
- (4) **解剖遺体の搬送費等に対する措置**（警察本部）
解剖遺体の搬送費及び死体検案書料について、公費負担します。

3 居住の安定

《基本的な考え方》

新たな居住先の確保は、被害による経済的困窮、精神的ショックなどにより、困難な状況となっている場合もあることから、犯罪被害者等に対し、一次的あるいは中長期的な住宅の確保を図るよう努めます。

＜具体的施策＞

- (1) **県営住宅への優先入居**（生活環境部）
犯罪により従前の住宅に居住することが困難となった犯罪被害者等に対する優先入居の取扱い等の内容について、募集案内や県ホームページに掲載するなど、情報提供と適切な運用を行います。
- (2) **被害直後等の居住場所の確保**（子育て・人財局、警察本部）
- ア 犯罪被害者等の緊急避難場所を確保するため、自宅が犯罪現場となった場合などにおいて、被害直後は現住所に居住できない犯罪被害者等に対し、一時的に滞在できる宿泊施設を、（公社）とっとり被害者支援センターが確保し提供する事業へ公費負担します。
 - イ 犯罪被害に遭い、保護が必要な女性を、犯罪被害者の個々の状況と必要性に応じ、婦人相談所において、一時保護を行うなど、適切な支援を行います。
 - ウ 児童虐待等により、緊急に保護が必要となった児童を、児童相談所において、一時保護を行うなど、適切な支援を行います。

4 雇用の安定

《基本的な考え方》

犯罪被害者等が仕事を維持・確保することは、経済的負担の軽減につながるばかりでなく、精神面における被害の軽減・回復にも重要な意味を有することから、犯罪被害者等の雇用の安定を図るとともに、犯罪被害者等が置かれている状況等について事業者への理解を高めていく必要があります。

＜具体的施策＞

- (1) **求職者の就職支援及び労働相談の実施**（商工労働部）
- ア 県立ハローワークにおいて就業相談を行うとともに、公共職業安定所との連携により、犯罪被害者等に対してトライアル雇用事業や職業訓練事業を紹介するなど、求職者の就職を支援します。
 - イ 鳥取県中小企業労働相談所(みなくる)において、賃金・労働時間、解雇・退職、労働保険・社会保険、各種ハラスメントなどの労働者・事業者の仕事に係わる相談を行います。
- (2) **事業者の理解の増進**（商工労働部）
- ア 事業者に対し、労働者の均等な取扱や適正な労働条件等についての周知啓発を図ります。
 - イ 公正採用選考人権啓発推進員に対し、さまざまな人権問題に対する正しい理解と認識を深める啓発を実施します。
- (3) **個別労働紛争解決制度の活用等**（労働委員会）
犯罪被害者等が抱える労働問題について、当事者間の話し合いで解決されない場合は、個別労働紛争解決制度について、県ホームページ等を活用し、周知・活用を図ります。

第3 精神的・身体的被害の回復・防止

犯罪被害者等が受けた精神的・身体的被害を回復・軽減し、又は防止するため、市町村、関係機関・団体と連携・協力しながら、犯罪被害者等支援を行います。併せて、早期の段階から精神科医や臨床心理士等によるカウンセリングが受けられる体制の充実及び犯罪被害者に対する保健医療サービスや福祉サービスの提供の充実を図るとともに、再被害を防止し、安全の確保への取組を推進します。

1 保健医療サービス及び福祉サービスの提供

《基本的な考え方》

犯罪被害者・性暴力被害者等は、身体への被害を受けた方が精神的被害を受けているほか、身体的被害がない場合であっても、精神的被害を受けている方がいる中で、心身に受けた影響から早期に回復できるよう、被害直後から保健医療及び福祉サービスの提供を図ります。

<具体的施策>

(1) 犯罪被害者等に対する心の健康相談の実施（福祉保健部）

ア 心の健康相談、精神医療に係る相談及び社会復帰相談など、専門性の高い精神保健福祉の相談を精神保健福祉センターにおいて行います。

イ PTSD等の精神的な課題に関しては、医療機関や市町村と協力しながら、保健所において初期の対応に加え、中長期的な相談・支援を行います。

(2) 犯罪被害者・性暴力被害者等への相談・支援の実施（生活環境部、警察本部）

犯罪被害者・性暴力被害者等の負担を軽減するため、（公社）とっとり被害者支援センター、性暴力被害者支援センターとっとり、医療機関、市町村及び関係機関と連携し、電話・面談による相談、医療的支援、法的支援及び関係機関等への付添など総合的な支援を行います。

(3) 犯罪被害者・性暴力被害者の身体的被害の回復・軽減及び適切な対応（生活環境部、警察本部）

犯罪被害者・性暴力被害者の身体的被害の回復・軽減につなげるため、（公社）とっとり被害者支援センター、性暴力被害者支援センターとっとり、産婦人科医、市町村及び関係機関と連携して、医療的支援を実施します。併せて、医療費の公費負担など支援に関する情報提供を行います。

(4) 犯罪被害者・性暴力被害者等の精神的被害の回復・軽減及び適切な対応（生活環境部、警察本部）

犯罪被害者・性暴力被害者等の精神的被害の回復・軽減につなげるため、（公社）とっとり被害者支援センター、性暴力被害者支援センターとっとり、精神科医、臨床心理士、市町村及び関係機関と連携して、心理療法、カウンセリングを効果的に実施します。併せて、カウンセリング費用の公費負担など支援に関する情報提供を行います。

(5) 児童虐待に対する夜間・休日対応の充実等（子育て・人財局）

児童相談所において24時間・365日体制で相談や一時保護を実施しており、相談に応じられる体制を継続します。

(6) 被害児童のための関係機関の相談体制の整備（子育て・人財局）

児童相談所において、被害児童からの相談を含む子どもに関する相談に対応するほか、虐待を受けた子ども等に対する自立支援など、児童福祉施設における援助体制を確保するとともに、児童福祉司、心理判定員等の専門職員を配置し、犯罪被害者等の精神的ケアを行います。

(7) 被害少年に対する学校におけるカウンセリング体制の整備（教育委員会）

児童生徒が犯罪被害者等になった場合に、学校や関係機関との連携を図り、必要な支援を

行うとともに、事件・事故に対応して、緊急的に教育相談員・スクールカウンセラー（臨床心理士等）を派遣します。

（８）被害少年に対する立直り支援等の推進（警察本部）

臨床心理士等の資格を有する少年警察補導員等により、被害少年に対する相談対応やカウンセリング等の支援を継続的に実施します。また、少年サポートセンターの活用により、少年等の立直り支援を推進します。

（９）里親制度の充実（子育て・人財局）

児童相談所、里親及び乳児院等の児童福祉施設との連携を進め、里親からの養育相談に対応するなど、里親制度の推進と里親への支援を行います。

２ 安全の確保

《基本的な考え方》

犯罪被害者等は、暴力的な犯罪等により被害を受けた場合、再び危害を加えられることに対し、不安を抱いていることから、犯罪被害者等が再び危害を受けることがないよう、再被害の未然防止と不安を解消するための取組を進めます。
--

<具体的施策>

（１）DV被害の防止（子育て・人財局）

「鳥取県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援計画」を踏まえ、DV被害者の心のケアや支援者の研修・養成を始めとする支援体制の強化を図っていきます。

（２）配偶者等からの暴力被害者等の安全確保の強化（警察本部）

配偶者からの暴力事案等に一元的に対応するための体制により、迅速かつ的確な対応を図ります。

また、被害者に対し事案の危険性或警察が執り得る措置等をわかりやすく説明するとともに、事案の危険性等を判定する「危険性判断チェック票」を導入するなど、被害者の安全の確保を最優先に対応します。

（３）児童虐待防止に携わる関係機関による援助体制の継続（子育て・人財局）

児童相談所・市町村等、児童の支援に携わる者による法定協議会のほか各種連絡会を開催し、情報の共有、県警をはじめとする関係機関の連携強化及び児童虐待を含む要保護児童の早期発見・早期対応のための全県的・圏域ごとの体制を継続します。

（４）子どもを対象とする暴力的性犯罪の再犯防止（警察本部）

子どもを対象とする暴力的性犯罪を犯した者による再犯を防止するため、警察庁が関係機関から提供を受けた出所情報の提供を受け、必要な措置を行います。

（５）一時保護所の適切な運用（子育て・人財局）

婦人相談所、児童相談所において、被害者の個々の状況と必要性に応じ、一時保護についての情報提供や適切な期間一時保護を行い、危険からの回避、安全の確保など適切な支援を行います。

（６）犯罪被害者等に関する個人情報の保護（警察本部）

ア 犯罪被害者の実名発表、匿名発表については、犯罪被害者のプライバシーの保護、実名発表することの公益性等の事情を総合的に勘案しつつ、個別具体的な案件ごとに適切な報道発表内容となるよう配慮します。

イ 犯罪被害者の診断書作成時における個人情報については、医師会等と連携の上、適切な保護を行うよう配慮します。

(7) 再被害防止措置の推進（警察本部）

同じ加害者により再び危害を加えられるおそれのある犯罪被害者等を「再被害防止対象者」に指定するとともに、加害者を収容している刑事施設や関係警察署等と連携を図り、防犯指導・警戒等の的確な再被害防止措置を講じます。

また、再被害防止への配慮が必要とされる場合には、関係機関と連携し、犯罪被害者等の個人情報に配慮した上で、事案に応じた柔軟な対応を行います。

(8) 保護対策の推進（警察本部）

暴力団等による危害を未然に防止するため、暴力団等から危害を受けるおそれのある者を保護対象者として指定し、その者が危害を受けるおそれの程度に応じ、その危害を防止するための必要な措置を講じるなど、警察組織の総合力を発揮した保護対策を推進します。

(9) 被害直後の保護及び再被害の危機回避のための機器の整備・活用（警察本部）

身体的被害を受ける危険性が高い犯罪被害者等へ緊急発信機能のついた犯罪被害者等対策端末を貸し出す等、被害直後の保護及び再被害の危機回避のための機器の整備・活用を進めます。

(10) 再被害防止に向けた関係機関の連携の充実（子育て・人財局、警察本部）

犯罪被害者の安全を確保する施策を推進する上で、婦人相談所、児童相談所は、児童福祉施設やシェルターを運営する民間の団体等と連携します。

また、国における対応を踏まえ「暴力被害者保護支援ネットワーク」や「要保護児童対策地域協議会」において関係機関との連携を一層充実します。

(11) 学校警察連携制度等の活用、関係機関等との連携（子育て・人財局、教育委員会、警察本部）

必要に応じて、学校警察連携制度に基づいた相互連絡を行い、警察と学校等関係機関が連携した再被害防止の対応に努めるとともに、区市町村単位で組織されている「要保護児童対策地域協議会」等の組織と連携を図ります。

(12) 児童虐待や配偶者等からの暴力（DV）の早期発見のための医療機関や子育て支援機関等における取組の促進（子育て・人財局）

児童相談所、婦人相談所、市町村が設置する「要保護児童対策地域協議会」は、医療機関や子育て支援機関等との連携を強化し、児童虐待やDVの早期発見に努めます。

(13) 児童虐待事案への適切な対応に資する研修の推進（子育て・人財局、警察本部）

警察と児童相談所との情報共有化の体制を強化するとともに、警察が認知し、あるいは児童相談所等の関係機関から情報提供のあった児童虐待等の事案について、その態様、原因、措置、対応状況等を取りまとめるとともに、警察職員に研修等を行い、児童虐待に関する知識・技能の向上を図ります。

3 保護、捜査、公判等の過程における配慮等

《基本的な考え方》

犯罪被害者等は、犯罪等による直接的被害に加え、保護、捜査、公判等の過程で、関係者からの配慮に欠けた言動等により、二次的被害を受けることがあることから、犯罪被害者等の人権に十分配慮され、かつ負担が軽減される対応を図ります。

<具体的施策>

(1) 職員等に対する研修の充実等（警察本部）

ア 各警察署の被害者支援担当者等に対する研修会、警察庁主管のカウンセリングや犯罪被害者

支援に関する専門研修の受講、犯罪被害者・遺族等を招請して行う講演会等を通して、職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教育・研修等の充実を図ります。

イ 警察において、配偶者等からの暴力（DV）事案に的確に対処することができるよう、担当者に対して必要な教育を行うとともに、被害者支援担当者等について、被害児童支援の知識及び被害児童の心情に配慮した聴取技能の向上を図ります。

(2) 性犯罪被害者を支援する警察官等の配置等（警察本部）

警察本部及び警察署の警察官を性犯罪指定捜査員に指定し、性犯罪指定捜査員研修会等を開催して、実務能力の向上を図るとともに、被害者事情聴取室や被害者支援用車両の活用、民間の犯罪被害者等支援団体、産婦人科医会等との連携強化を図ります。

(3) 犯罪被害者のための施設の整備・活用（警察本部）

警察本部内及び全警察署において、犯罪被害者等のプライバシーに配慮するとともに、安心して事情聴取に応じられるよう、改善・環境整備を図ります。

(4) 犯罪被害者等支援団体が行う公判等への付添等に関する紹介（生活環境部、警察本部）

（公社）とっとり被害者支援センターや性暴力被害者支援センターとっとりが行っている警察、検察庁及び裁判所への付添支援などを紹介し、犯罪被害者・性暴力被害者が公判等へ赴く際などの精神的負担の軽減を図ります。

第4 刑事手続への関与拡充

犯罪被害者等にとって、事件の解決は、被害の回復にとって不可欠であり、また、解決に至る過程に関与することは、その精神的被害の回復に資する面があることから、「事件の当事者」である犯罪被害者等が刑事に関する手続や少年保護事件に関する手続に適切に関与できるように、情報提供を行うなどの取組を推進します。

1 刑事手続参加のための情報提供や体制の整備等

《基本的な考え方》

公判傍聴における犯罪被害者等への配慮、刑事裁判への被害者参加制度など犯罪被害者等の刑事手続参加に関する制度が拡充されていることから、事件の当事者である犯罪被害者等が刑事手続等に適切に関与することができるよう、情報提供の充実を図ります。

<具体的施策>

(1) 医療機関における性犯罪被害者からの資料採取等の促進（警察本部）

ア 医療機関において被害の届出を躊躇している性犯罪被害者からの資料採取が促進されるよう、資機材の整備、医療機関への働きかけを行います。

イ 性犯罪被害者からの資料採取の方法を協力医療機関の医師等に教示します。

(2) 刑事の手続等に関する情報提供の充実（警察本部）

刑事に関する手続及び少年保護事件の手続並びに犯罪被害者等のための制度等をわかりやすく解説した「被害者の手引」等の内容を充実し、事件発生後の早い段階で犯罪被害者等への交付を行います。

(3) 犯罪被害者遺族に対する情報提供の充実（警察本部）

検視（死体見分）及び解剖に対する遺族の理解を得るため、その必要性等を説明したリーフレットを作成、配布します。

(4) 犯罪被害者等の意向を踏まえた証拠物件の適正な返却又は処分の推進（警察本部）

検察庁と連携し、捜査上、留置の必要がなくなった証拠物件については、証拠物件の還付の方法について犯罪被害者等と協議し、その意向を踏まえた上で返却又は処分を行います。

(5) 捜査に関する適切な情報提供（警察本部）

捜査への支障等を勘案しつつ、「被害者連絡制度」等を活用し、犯罪被害者等の要望に応じ、適宜適切に、捜査状況等の情報提供を行うとともに、必要に応じ、民間の犯罪被害者等支援団体などとの連携を図ります。

(6) 交通事故捜査の体制強化等（警察本部）

重大・悪質な交通事故等については、交通事故事件捜査統括官及び交通事故鑑識官により客観的証拠の収集等に関する的確な捜査指揮を行い、適正かつ緻密な交通事故事件捜査を推進するとともに、交通事故捜査員に対する各種研修の充実を図ります。

(7) 迅速・確実な被害の届出の受理（警察本部）

被害の届出に対しては、その内容が明白な虚偽又は著しく合理性を欠くものである場合を除き、迅速・確実に受理を行います。

(8) 告訴に対する適切な対応（警察本部）

警察において、犯罪の不成立が明白であるような告訴や根拠が必ずしも十分とは認められないような告訴を除き、可能な限り迅速な対応を進めます。

第5 県民、事業者の理解増進と配慮・協力の確保

犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害から立ち直り、再び地域において平穏に過ごせるようになるためには、支援施策の推進に加えて、県民及び事業者の理解と配慮、そしてそれに基づく協力が重要です。また、犯罪被害者・性暴力被害者も加害者も生まない取組も必要です。よって、教育活動や広報啓発などの機会を通じて、犯罪被害者等の人権が尊重され、名誉や生活の平穏が害されないよう、犯罪被害者等支援に対する県民及び事業者の理解を促進する取組を推進します。

1 県民、事業者の理解増進のための広報等取組の推進

《基本的な考え方》

犯罪被害者等に対する県民、事業者の理解を深めていく必要があることから、犯罪被害者等の置かれている状況や、犯罪被害者等が被害から立ち直り、平穏な生活を送ることができるための配慮の重要性等について、理解を深める広報啓発活動や命の大切さについて教育活動等を進めます。

＜具体的施策＞

(1) 犯罪被害者等支援に関する広報の実施（生活環境部、警察本部）

犯罪被害者等の支援に関するホームページ、県の広報媒体、啓発用リーフレット等を活用し、犯罪被害者支援の必要性等の広報啓発活動を行います。

(2) 性暴力被害者支援に関する広報の実施（生活環境部）

性暴力被害に関する県民の理解を深めるため、ホームページや様々な機会を通じて性暴力被害の実態や性暴力被害者支援の必要性等の広報啓発活動を行います。

(3) 犯罪被害者等施策の関係する特定期間における広報啓発事業の実施（子育て・人財局、生活環境部、警察本部）

ア 各期の交通安全運動の期間を中心に、事故の悲惨さや生命の尊さなど交通事故被害者等の視点に配慮した啓発事業の展開や、交通事故相談所における被害者支援対策を推進します。

イ 11月の「児童虐待防止推進月間」「女性に対する暴力をなくす運動」期間を中心に、街頭広報や各種広報媒体を活用した啓発を図ります。

(4) 犯罪被害者等支援団体との連携による広報の実施（生活環境部、警察本部）

犯罪被害者等支援団体が行う、犯罪被害者の立場や犯罪被害者支援の重要性を周知するための広報啓発活動（街頭広報、犯罪被害者・遺族による講演会、公開講座等）について、関係職員を派遣し、支援するとともに、様々な機会を通じて関係機関等が取り組んでいる支援活動について、広報を行います。

(5) 警察による様々な広報媒体を通じた犯罪被害者等施策に関する広報の実施（警察本部）

被害者支援を担当する関係各課において、広報用のリーフレット等を作成、配布していくほか、県ホームページにおいて、警察本部が行っている主な犯罪被害者等支援施策を紹介する等により、犯罪被害者等支援に関する県民、事業者の理解の増進を図ります。

(6) 学校における命の大切さを学ぶ教室の実施（警察本部）

人権や生命の尊重に関する教育の一環として、犯罪被害者等に対する理解を深めるため、「命の大切さを学ぶ教室」を実施し、命を大切にすることを育む教育を実践します。

(7) 学校における性に関する指導の充実（教育委員会、子育て・人財局）

医師、助産師、看護師等の専門家や家庭等と連携し、児童生徒の発達段階に応じた性に関する指導の充実を図ります。

- (8) 学校における犯罪被害者等の人権問題も含めた人権教育の推進（教育委員会、警察本部）
鳥取県人権教育基本方針に基づき、犯罪被害者等の人権をめぐる社会的問題について、個人情報適切な取扱い、当事者に関わる児童生徒への配慮と適切な支援を重視した教育を推進します。
- (9) 学校における犯罪被害者等に関する学習の充実（教育委員会、警察本部）
警察などの関係機関や地域社会、家庭と連携して、非行防止教室を開催するなど、児童生徒の規範意識の醸成を図ります。
- (10) 次代を担う大学生に対する犯罪被害者支援に関する社会活動への参加促進（警察本部）
次代を担う大学生を対象とした、遺族講演会等を開催するとともに、大学生の犯罪被害者支援に関する社会活動への参加を促進します。
- (11) 「犯罪被害者週間」にあわせた集中的な啓発事業の実施（生活環境部、警察本部）
「犯罪被害者週間（11月25日から12月1日まで）」に犯罪被害者等支援団体と連携し、街頭広報を行うとともに、犯罪被害者等支援団体が実施するフォーラムや公開講座等の広報等を行うなど、普及啓発を図ります。
- (12) 犯罪被害者・性暴力被害者等に対する県民、事業者の理解増進を図るための啓発事業の実施（生活環境部、警察本部）
ア 犯罪被害者等支援のあり方や人権問題への理解が深まるよう、犯罪被害者等の支援に精通した有識者を招き、研修会や学習会等の啓発事業を実施します。
イ 犯罪被害者等の置かれた状況等について、広く県民、事業者の理解の増進を図るため、犯罪被害者等支援団体が主催するフォーラムや公開講座に対して、共催・支援を行います。
- (13) 交通事故被害者等の声を反映した県民、事業者の理解の増進（警察本部）
各種講習会等において、交通事故被害者等による講演を取り入れるなどして、交通事故の悲惨さなどに関する県民、事業者の理解の増進を図ります。
- (14) 交通事故被害者等の声を反映した運転者に対する理解の増進（警察本部）
交通事故被害者や遺族の体験等を内容とするビデオや手記等を、運転者に対する各種講習会等において活用します。
- (15) 犯罪被害者等に関する個人情報の保護に配慮した地域における犯罪発生状況等の情報提供の実施（警察本部）
県民に身近な犯罪の発生状況及び未然防止対策等について、県ホームページに掲載するなど、地域住民が積極的に防犯対策を講ずるために必要な情報提供を行います。また、これらの犯罪発生情報等を提供するに当たっては、犯罪被害者等の個人情報の保護に十分配慮します。
- (16) 悲惨な交通事故実態について理解増進を図るデータの公表（警察本部）
県警ホームページ等により、交通事故発生状況等のデータを公表し、交通事故の実態に関して、県民、事業者の理解増進を図ります。

IV 推進体制

犯罪のないまちづくりを推進していくためには、県、市町村、県民、防犯団体、犯罪被害者等支援団体、事業者が、それぞれの役割を十分に果たしつつ、有機的に連携して取り組んでいくことが重要です。そのためには、それらの各団体が一丸となり取組を進める体制が必要になります。

また、県下各地域においても、市町村の防犯施策に協力し、その推進を支援するとともに、防犯団体等の設立・活性化を促し、各主体が一体となった活動を展開できるような体制を整備します。

1 県域の推進体制

県域で取り組むべき安全・安心に係る各種課題については、各分野に応じて県（知事部局、教育委員会、警察本部）、市町村、県民、防犯団体等、犯罪被害者等支援団体、事業者が連携した取組が実施されているところであり、こうした県を挙げての連携を一層充実・展開することにより、犯罪のないまちづくりを推進します。

- 鳥取県地域安全フォーラムの実施（（公社）鳥取県防犯連合会主催、県警・県共催、防犯団体等参加）
- 鳥取県被害者支援フォーラムの実施（（公社）とっとり被害者支援センター主催、県・県警共催、犯罪被害者支援関係団体等参加）
- 防犯・犯罪被害者支援に関連する各種意見交換、連携
（取組例）夏期の防犯諸対策等検討会（県警主催）、少年の有害環境対策に関する覚書の締結（民間団体、県、県教委、県警）、鳥取県犯罪被害者支援連絡協議会（県警主催、関係機関等）、地域安全（防犯・犯罪被害者支援）担当課長会議（県主催、対象：市町村）等
- その他犯罪のないまちづくりに関する広報啓発の推進

2 市町村等における推進体制の整備

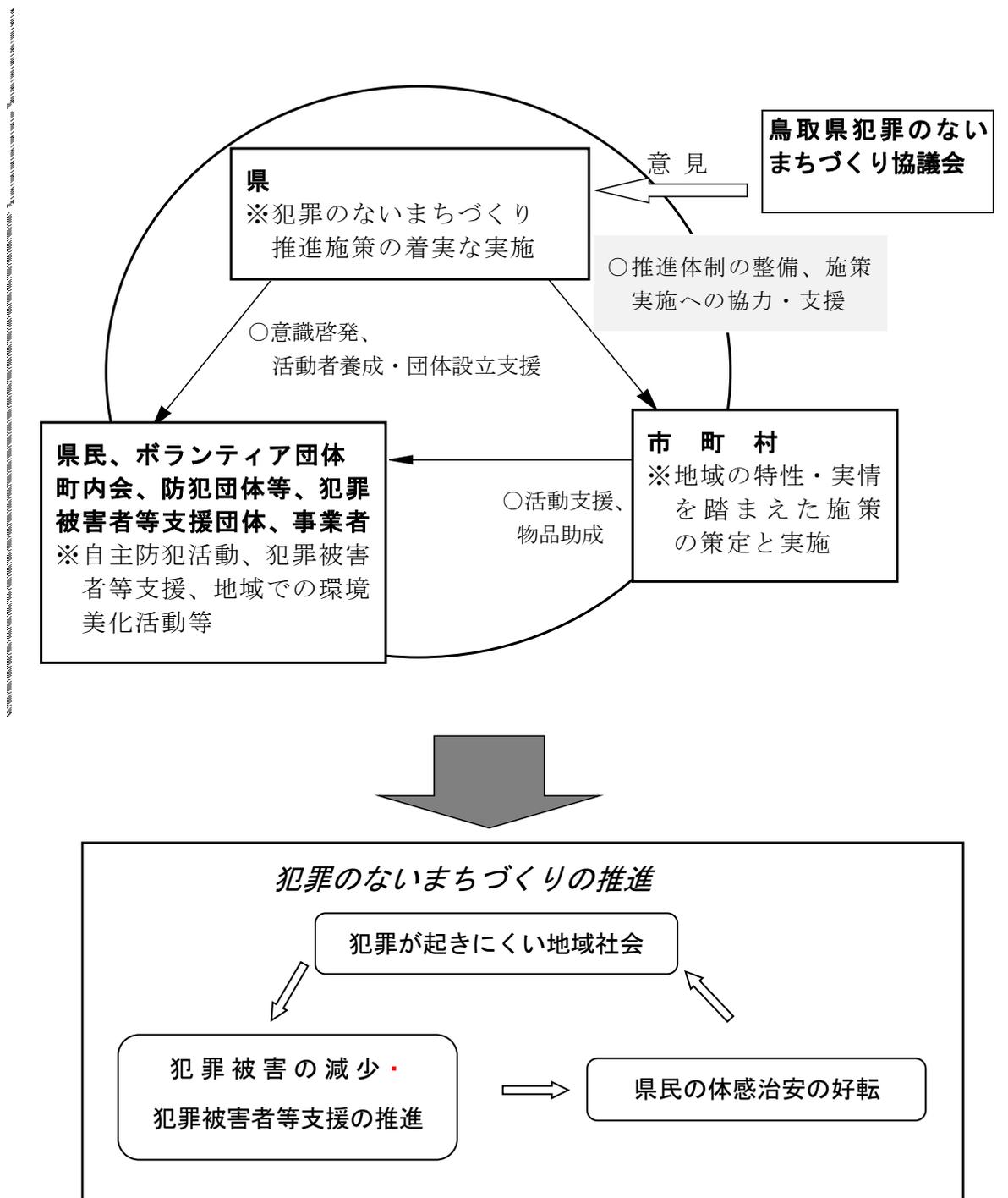
犯罪のないまちづくりを実効的なものとして継続していくためには、市町村あるいは地域レベルでの推進体制が整備され、各市町村と地域の関係機関、防犯団体等が連携して取組を進めていくことが重要です。

本県では、全ての市町村において「生活安全条例」が制定され、また、犯罪被害者等支援の総合的対応窓口が設置され、各地域の状況に応じてハード・ソフト両面にわたる防犯施策が行われているところですが、今後は、地域特性や住民の意向等を踏まえ、更なる施策を計画的・継続的に策定・実施するとともに、各地域の防犯団体等や犯罪被害者等支援団体の活動を支援していく必要があります。

このため、生活安全条例に基づき、全ての市町村において推進計画が策定され、その計画を踏まえて推進体制の整備や地域住民の生活に密着した施策が着実に推進されるよう、県としても協力・支援を行っていきます。

犯罪のないまちづくり推進のイメージ

○犯罪のないまちづくりとは、「犯罪が防止され、及び犯罪により被害を受けた者に十分な支援がなされることで、県民が犯罪におびえることなく安心して暮らすことができる地域社会を実現していくこと」をいいます。



資 料 編

I 鳥取県の犯罪等の現状

II 鳥取県犯罪のないまちづくり推進条例

III 鳥取県犯罪のないまちづくり協議会委員名簿

IV 鳥取県犯罪のないまちづくり協議会の開催経過

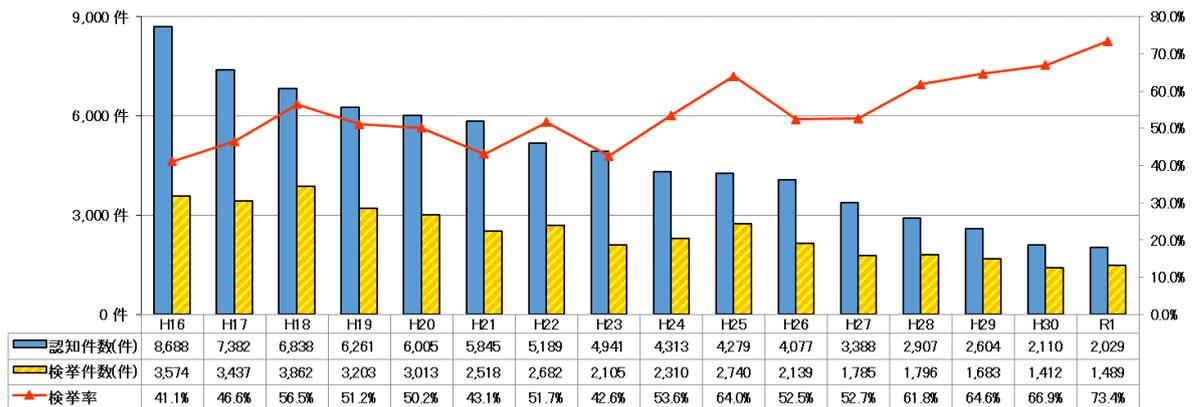
I 鳥取県の犯罪等の現状

1 犯罪の状況

(1) 認知件数の推移等

本県の認知件数は、昭和21年以降、最多を記録した平成15年の9,302件から16年連続して減少し続け、令和元年には、2,029件と戦後最少となっています。全国でも刑法犯認知件数は減少しています。

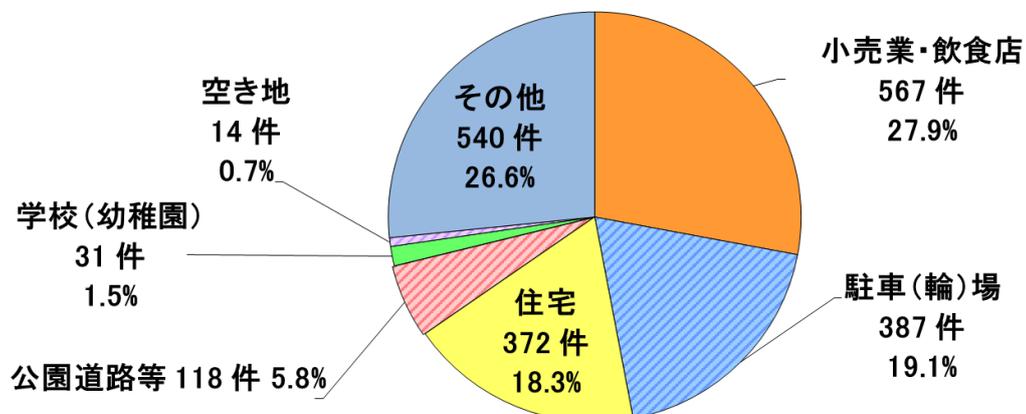
県内の刑法犯の認知件数、検挙件数、検挙率の推移
(平成16年～令和元年)



(2) 発生場所

刑法犯の発生場所は、小売業・飲食店が一番多く567件発生しています。次いで駐車(輪)場の387件、住宅が372件と続いています。駐車場、道路、空き地等の公共空間で全体の25.6%、住宅で18.3%が発生しています。

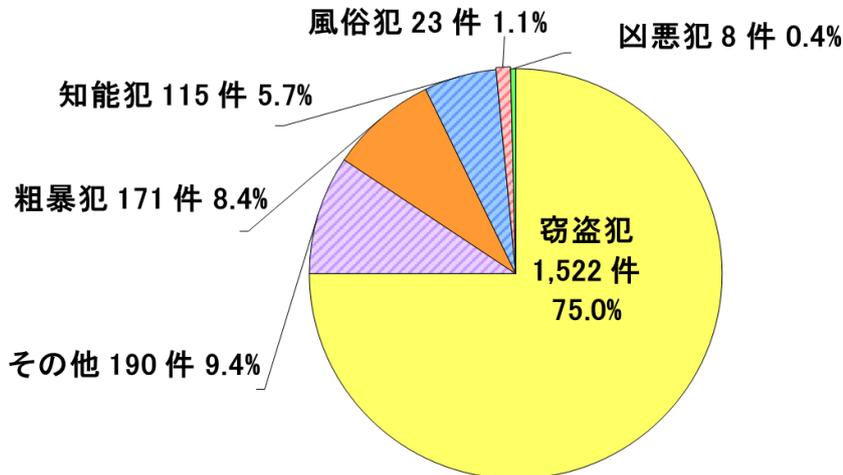
刑法犯の発生場所(令和元年)



(3) 罪種別発生状況

罪種別では、窃盗犯が1,522件と全体の75.0%を占め、次いで傷害などの粗暴犯が171件(8.4%)、詐欺などの知能犯が115件(5.7%)、強制わいせつ等の風俗犯が23件(1.1%)、凶悪犯が8件(0.4%)の順となっています。

罪種別の発生状況(令和元年)



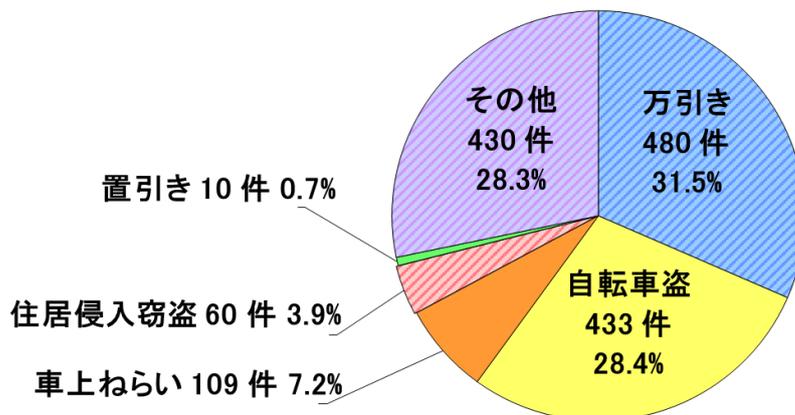
(4) 窃盗犯

窃盗犯の内訳を見てもと、最も多いのが万引きで480件(31.5%)、次いで自転車盗の433件(28.4%)、車上ねらいが109件(7.2%)、住居侵入窃盗が60件(3.9%)、置引きが10件(0.7%)となっています。

住居侵入窃盗の内訳は、空き巣が37件(61.7%)、忍込みが9件(15.0%)、居空きが14件(23.3%)となっています。

本県の窃盗犯の大きな特徴として、「無施錠」での被害があげられます。無施錠での被害の割合は、自転車盗が76.0%(全国平均61.1%)、空き巣等の住居侵入窃盗73.3%(全国平均48.7%)となっており、全国平均を大きく上回っています。

窃盗犯の手口別発生状況(令和元年)



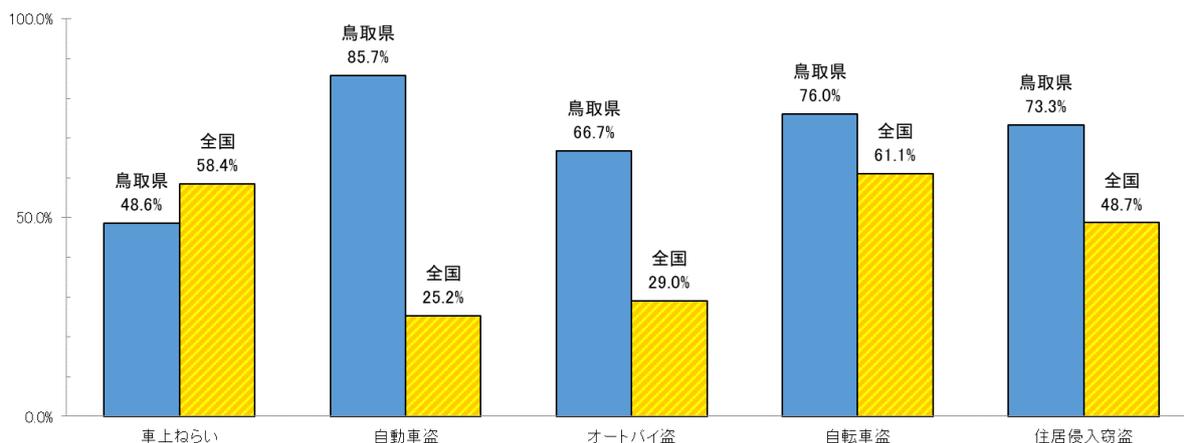
(注) 「住居侵入窃盗」とは、空き巣、忍込み、居空きなどをいう。

「空き巣」とは、家人の不在時に侵入し、金品を盗むもの。

「忍込み」とは、家人が就寝中に、家屋に侵入し金品を盗むもの。

「居空き」とは、家人が在宅中に、家屋に侵入し金品を盗むもの。

鳥取県と全国の無施錠率の対比(令和元年)



(注) 窃盗(主な手口)被害のうち、無施錠が占める割合

(5) 特殊詐欺の現状

特殊詐欺とは、面識のない不特定多数の者に対し、電話その他の通信手段を用いて、対面することなく被害者をだまして、不正に調達した架空・他人名義の預貯金口座への振り込みその他の方法により、被害者に財物を交付させるなどの詐欺です。

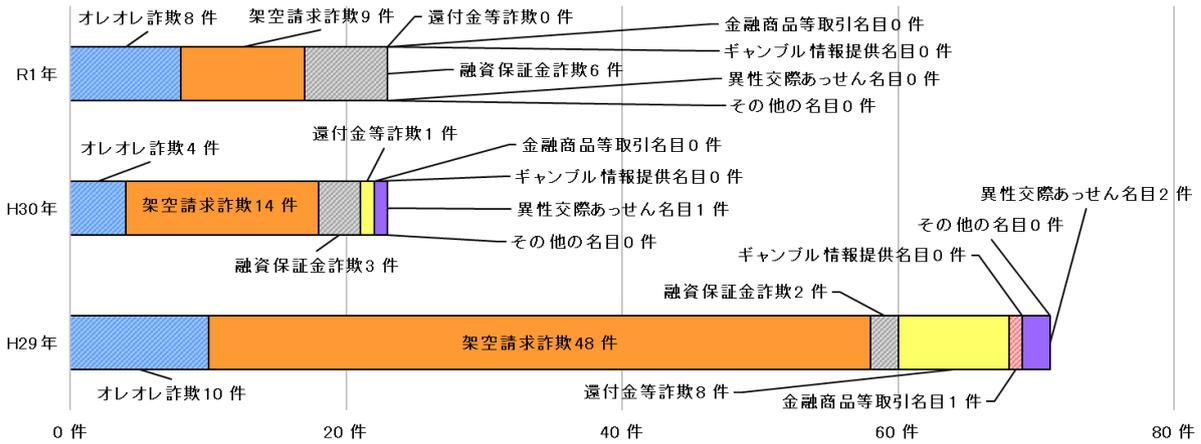
近年、特殊詐欺の手口は、複雑多様化しています。

特殊詐欺の認知件数及び被害金額の推移

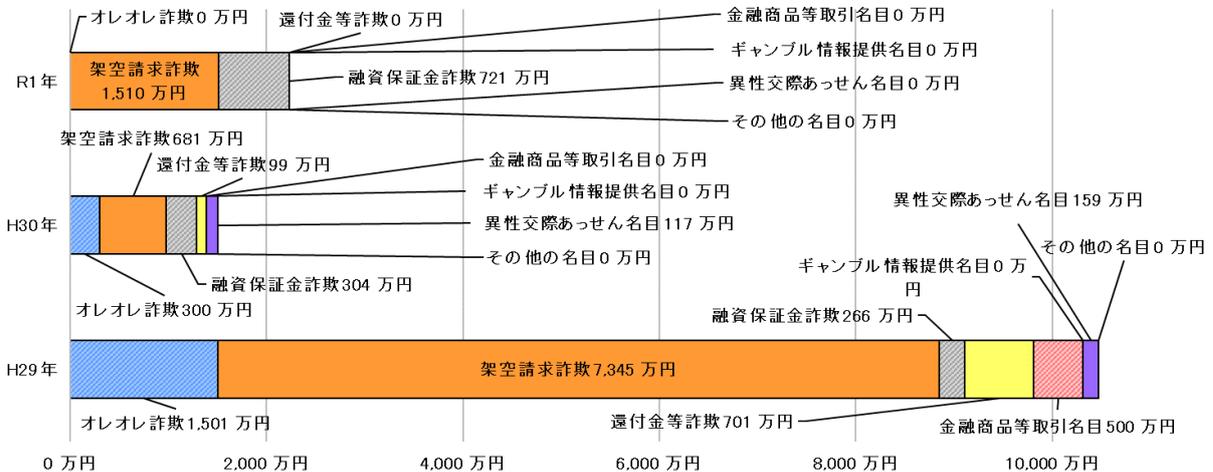
			平成29年	平成30年	令和元年
振り込み詐欺	オレオレ詐欺	認知件数	10件	4件	8件
		被害金額	1,501万円	300万円	0万円
	架空請求詐欺	認知件数	48件	14件	9件
		被害金額	7,345万円	681万円	1,510万円
	融資保証金詐欺	認知件数	2件	3件	6件
		被害金額	266万円	304万円	721万円
還付金等詐欺	認知件数	8件	1件	0件	
	被害金額	701万円	99万円	0万円	
振り込み詐欺以外の特殊詐欺	金融商品等取引名目	認知件数	1件	0件	0件
		被害金額	500万円	0万円	0万円
	ギャンブル必勝情報提供名目	認知件数	0件	0件	0件
		被害金額	0万円	0万円	0万円
	異性との交際あっせん名目	認知件数	2件	1件	0件
		被害金額	159万円	117万円	0万円
その他の名目	認知件数	0件	0件	0件	
	被害金額	0万円	0万円	0万円	
合計		認知件数	71件	23件	23件
		被害金額	10,473万円	1,503万円	2,232万円

※被害額については、1万円未満を切り捨てて計算しているため、被害額と個別の被害額の合計は一致しません。

特殊詐欺の認知件数の推移(平成29年～令和元年)



特殊詐欺の被害金額の推移(平成29年～令和元年)

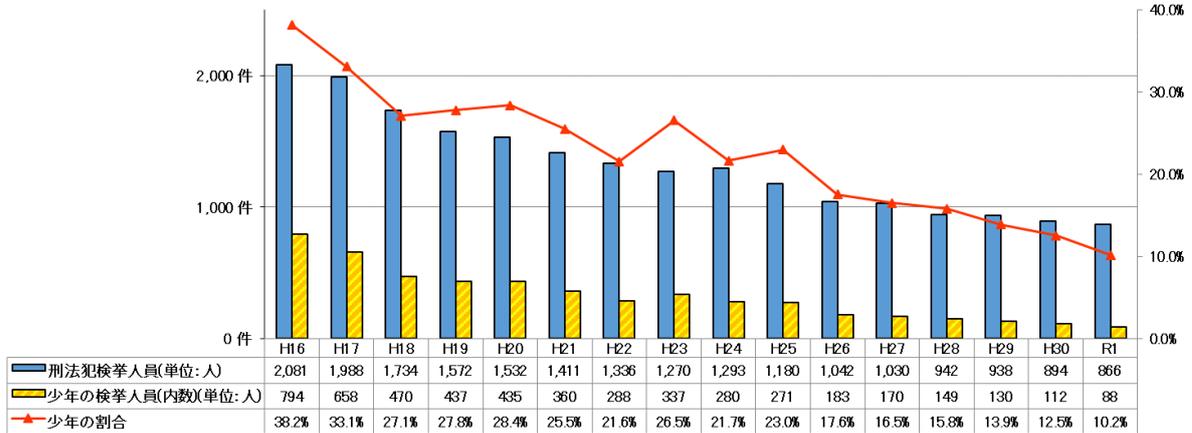


特殊詐欺	振り込み詐欺（4種類）	
	○オレオレ詐欺	親族・警察官・弁護士等を装って電話をかけ、会社の横領金の補てんや借金の返済等を名目に、現金を口座に振り込ませるなどの方法によりだまし取る詐欺
	○架空請求詐欺	郵便・インターネット・メール等を利用して、不特定の者に対して架空の事実を口実とした料金を請求する文書等を送付するなどして、現金を口座に振り込ませるなどの方法によりだまし取る詐欺
	○融資保証金詐欺	実際には融資しないにもかかわらず、融資を受けるための保証金等を名目にして、現金を口座に振り込ませるなどの方法によりだまし取る詐欺
	○還付金等詐欺	市町村の職員等を装い、税金の還付金等に必要の手続きを装って、被害者にATMを操作させ、口座間送金により振り込ませる手口の電子計算機使用詐欺
	振り込み詐欺以外の特殊詐欺（4種類）	
	○金融商品等取引名目	実際には、対価ほどの価値がない有価証券・外国通貨又は全くの架空の有価証券等について、電話やダイレクトメール等により虚偽の情報を提供し、購入すれば利益が得られるものと誤信させ、購入を申し込んできた被害者に有価証券等を交付するなどして、その購入名目で現金を口座等に振り込ませるなどしてだまし取る詐欺
	○ギャンブル必勝情報提供名目	不特定の者に対して、パチンコ攻略法等の虚偽の情報を提供するなどした上で、会員登録料や情報料等の名目で金銭をだまし取る詐欺
○異性との交際あっせん名目	不特定多数の者が購読する雑誌に「女性紹介」等と掲載したり、不特定の者に対して、「女性紹介」等と記載したメールを送信するなどし、女性の紹介等を求めてきた者に対して1度だけ女性と会わせたり、女性に関する虚偽の情報を提供したりした後、会員登録料金や保証金等の名目で現金を口座に振り込ませるなどしてだまし取る詐欺	
○その他の名目	上記振り込み詐欺及び金融商品等取引名目・ギャンブル必勝情報提供名目・異性との交際あっせん名目以外の特殊詐欺	

(6) 少年犯罪

少年による刑法犯の検挙者数は、戦後最高であった平成13年の1,125人を頂点に減少傾向で推移し、令和元年は88人で前年に比べ24人(21.4%)減少し、戦後最も少なくなりました。

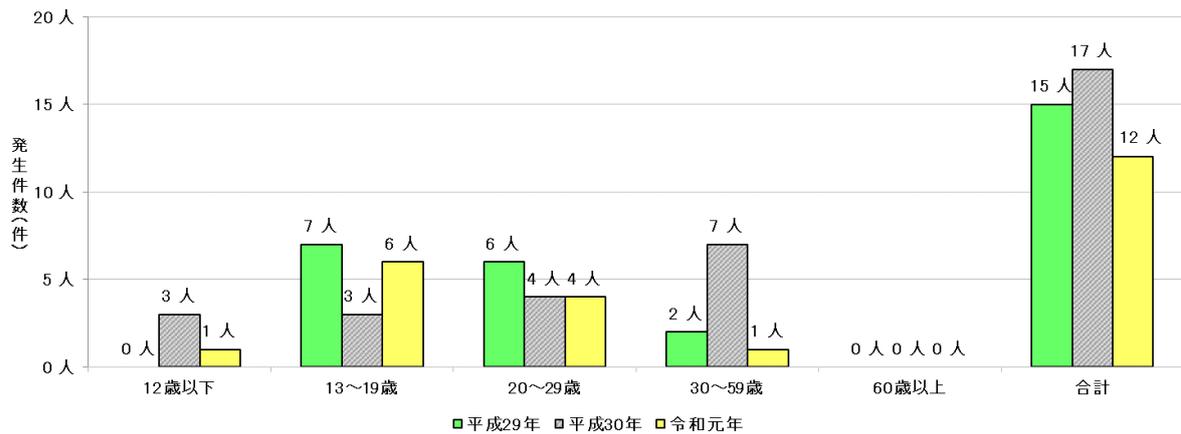
刑法犯検挙人員に占める少年の推移
(平成16年～令和元年)



(7) 女性への犯罪(わいせつ犯)

女性に対するわいせつ犯は、令和元年は12件と、前年比で5件減少しています。暗数(認知されていない件数)が多い犯罪であることから、認知されていない事案が相当数あるものと思われ、対策等に特に注意を払う必要があります。

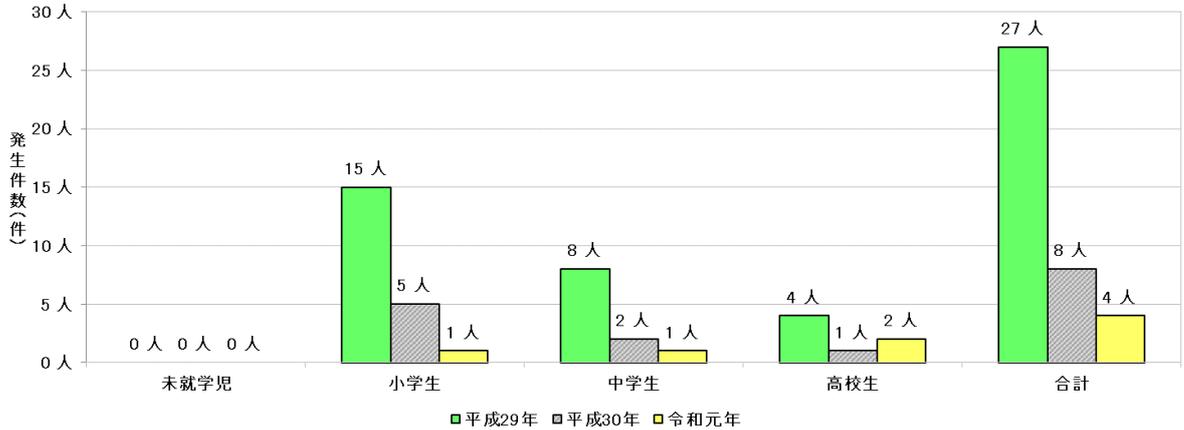
わいせつ犯の女性被害総数及び年齢別被害件数
(平成29年～令和元年)



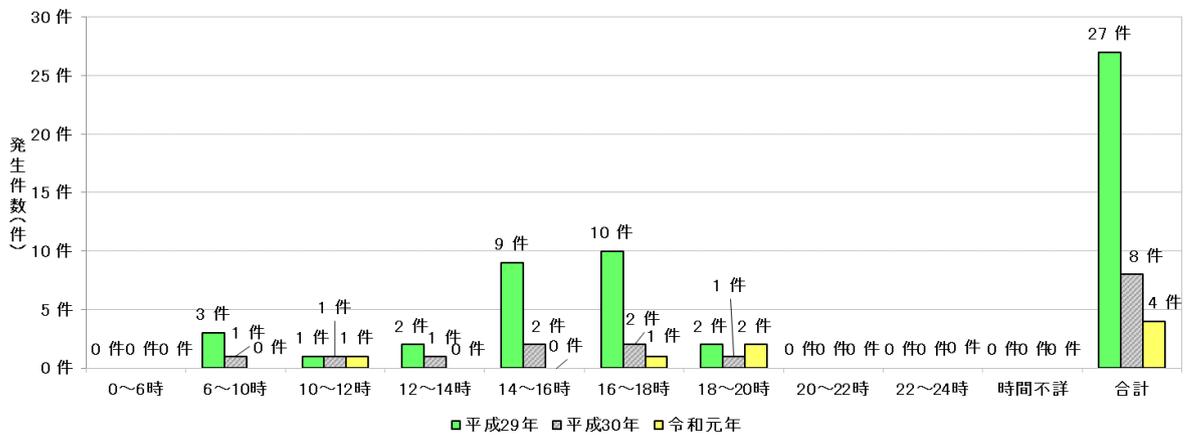
(8) 子どもに対する声かけ事案

子どもに対する声かけ事案は、令和元年に4件認知しており、対象者は、小学生が1件（25%）、中学生が1件（25%）、高校生が2件（50%）となっています。
時間帯は午後6時から午後8時までが全体の7割以上となっています。

声かけ等対象者別発生件数
(平成29年～令和元年)



声かけ等事案時間別発生状況
(平成29年～令和元年)



2 犯罪発生背景等

犯罪が発生・増加する原因・背景としては、次のようなものが考えられます。

(1) 規範意識の低下

インターネットを始めとする急激な社会環境の変化や拝金主義的な思想の横行、社会の格差化などにより社会的ストレスが高まっていく中、他人を思いやる心や規範意識が希薄化し、犯罪を行うことへの心理的抵抗感が弱まっているように思われます。

(2) 地域社会の連帯感の希薄化

本県においても、核家族化や都市部でのマンションの増加などに伴い、住環境や生活様式が多様化し、地域の間人間関係が希薄になって、近隣や地域に対して無関心な傾向が強まり、地域活動等も低調になってきていると言われていています。こうした社会的な連帯感の希薄化が、地域の防犯活動の停滞や犯罪が起こりやすい環境を作り出す一因となっています。

(3) 個人の危機管理意識の欠如

本県は、他県と比較し「無施錠」に伴う窃盗事件が多く、「自分は大丈夫」とか「短時間だから」という楽観的な意識がうかがえます。特に中山間地域においては、従来、地域の結びつきが強く犯罪がほとんどなかったことから、無施錠が習慣となり、それが現在まで残存しているようです。

(4) 犯罪を誘発する環境

携帯電話やインターネットは仕事や生活に便利であると同時に、犯罪にも便利なものです。インターネットには違法・有害な情報が氾濫しており、匿名性が高くアクセスも容易なため犯罪手段として利用されることが多く、携帯電話やゲーム機等により子どもたちも簡単にアクセスできるようになったことから、子どもたちが犯罪に巻き込まれる事件も増えてきています。

(5) 交通網の整備に伴う犯罪の広域化

本県も、鉄道の高速度化、鳥取自動車道や山陰自動車道の整備に伴い、移動の利便性が高まり、近隣都会地から流入してきた犯罪者によるものと思われる犯行が目立つなど、犯罪の広域化の進展が顕著です。

今後、組織的窃盗グループなどによる広域性やスピードを特徴とする「ヒット・エンド・ラン」型の犯罪が増加していくことが考えられます。

3 鳥取県の実態

本県は、コンパクトなエリアに都市と中山間地域が近接して立地しており、従来から人と人、人と地域との結びつきが強く、他県に比べ「顔の見える関係」がよく残っています。そのため、NPO・ボランティア活動が活発で、町内会組織や子供会活動などコミュニティ活動も地道に行われています。

一方で、人口の減少と併せて少子高齢化も進展しています。平成30年の本県の高齢化率は31.6%(全国15位)と高く、特に中山間地域では高齢化率が40%を超える所もあり、防犯活動についても、参加者の高齢化により活動の継続が危ぶまれている状況です。

今後、鳥取自動車道や山陰自動車道などの高速道路網の充実に伴って、県外からの人、車の流入等が容易となります。それにより都会から犯罪者が県内に入り込むことも懸念されるため、防犯対策や被害者対策の充実が必要になってくるものと思われています。

4 防犯に関する県民の意識

(1) 調査の内容等

令和元年6月21日～7月3日に「県政参画電子アンケート」により県内在住の18歳

以上の男女651名に対して「防犯及び犯罪被害者等支援の意識」に関してアンケート調査を行い、512名（回答率79%）から回答を得ました。

※平成28年調査結果は、平成28年4月22日～5月12日に「防犯意識」に関するアンケートを18歳以上の男女907名に対して実施し、783名（回答率86%）から回答を得たものです。

（2）調査の結果概況

全般的には、本県の検挙率の高さや凶悪犯罪の発生数の低さなどを反映し、地域の治安の良さを感じている方が89%と多い一方、監視カメラなど防犯機器等を使用している方は少なく、8%の方は防犯対策を何もしていないなど防犯意識の低さが目立ちます。

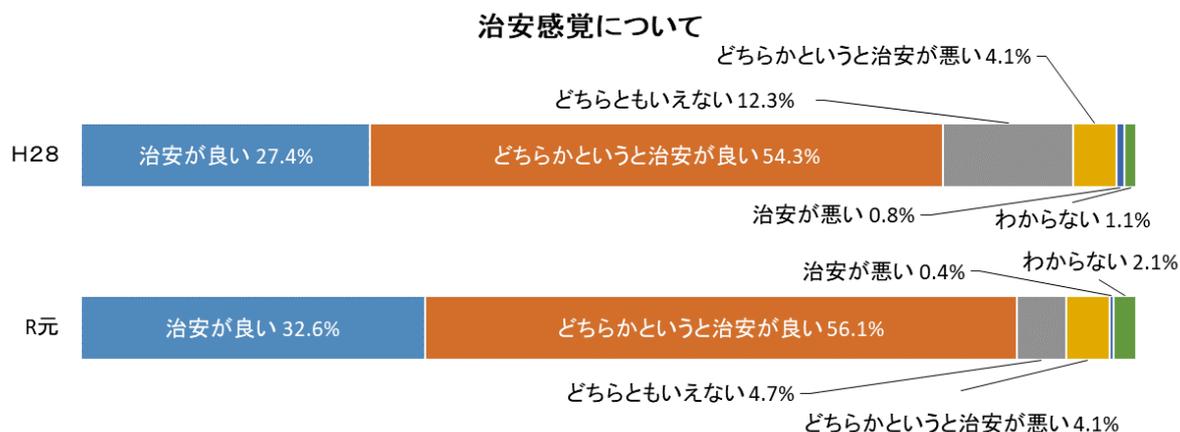
地域の安全情報では、生活に身近な犯罪に関する情報を求める傾向があり、子どもの安全確保についても防犯パトロールなど地域での取組が重視されています。

犯罪等の被害に遭った方及びその家族又は遺族（以下「犯罪被害者等」という。）の人権や性暴力被害者に対する問題意識については、62%が考えたことがある等とする一方で、公益社団法人とっとり被害者支援センター（以下「支援センター」という。）及び性暴力被害者支援センターとっとり（クローバーとっとり）の認知度については高くないなど、より一層の理解の促進を進めていくことが必要と考えられます。

公共空間における防犯カメラの設置については肯定的な一方で、映像の目的外使用やプライバシー侵害等が問題とされており、適切な管理運用が求められています。

①治安感覚について

居住地の治安について、どう感じているか聞いたところ、「治安が良い」若しくは「どちらかといえば治安が良い」を合わせた回答は、89%となっています。殺人・強盗などの凶悪犯の発生が少ないため、体感治安の良さにつながっているものと思われます。



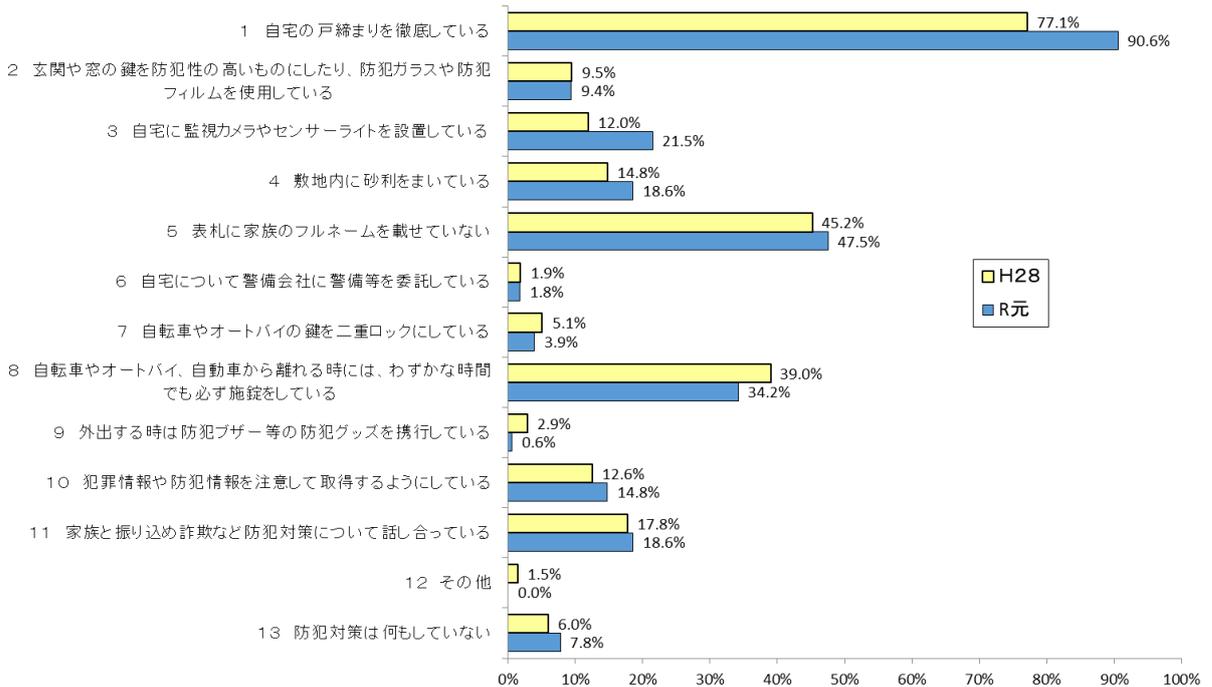
②家庭で行っている防犯対策について

家庭で行っている防犯対策については、「自宅の戸締まりを徹底している」が91%と最も多く、次いで「表札に家族のフルネームを載せていない」となっています。

一方、「自転車、オートバイ、自動車から離れる場合は、わずかな時間でも必ず施錠している」は34%、「自転車やオートバイの鍵を二重ロックにしている」は4%に過ぎません。また、また、8%が「何もしていない」と回答しています。

防犯機器の使用については、「防犯性の高い玄関や窓の鍵の使用」、「防犯グッズの携行」は平成28年より減少していますが、「監視カメラやセンサーライトの設置」は約1.8倍に増加しています。

家庭で行っている防犯対策

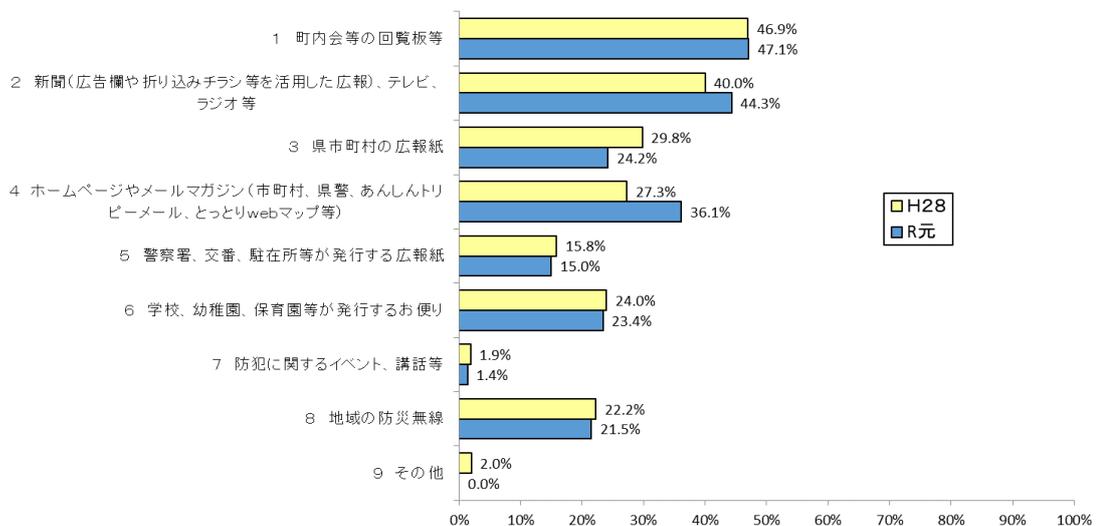


③地域の安全情報について

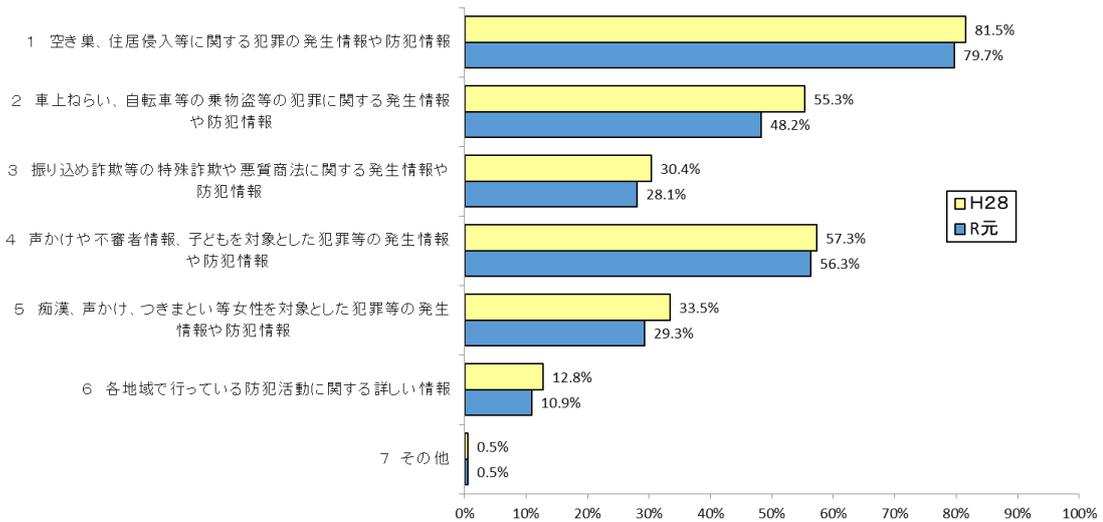
地域の安全に関する情報の入手先について聞いたところ、「町内会等の回覧板等」が最も多く、次いで「新聞・テレビ・ラジオ等」となっています。平成28年と比較し「県市町村広報紙」が減少する一方、「ホームページやメールマガジン」が増加しています。

入手したい情報としては、「空き巣、住居侵入等に関する情報」が最も多く、次いで「声かけや不審者情報、子どもを対象とした犯罪等の情報」、「車上ねらい、自転車等の乗物盗等の情報」が上位を占めており、生活に身近な犯罪に関する情報を求める傾向が表れています。

地域の安全に関する情報の入手先(主に得ているもの3つまで)



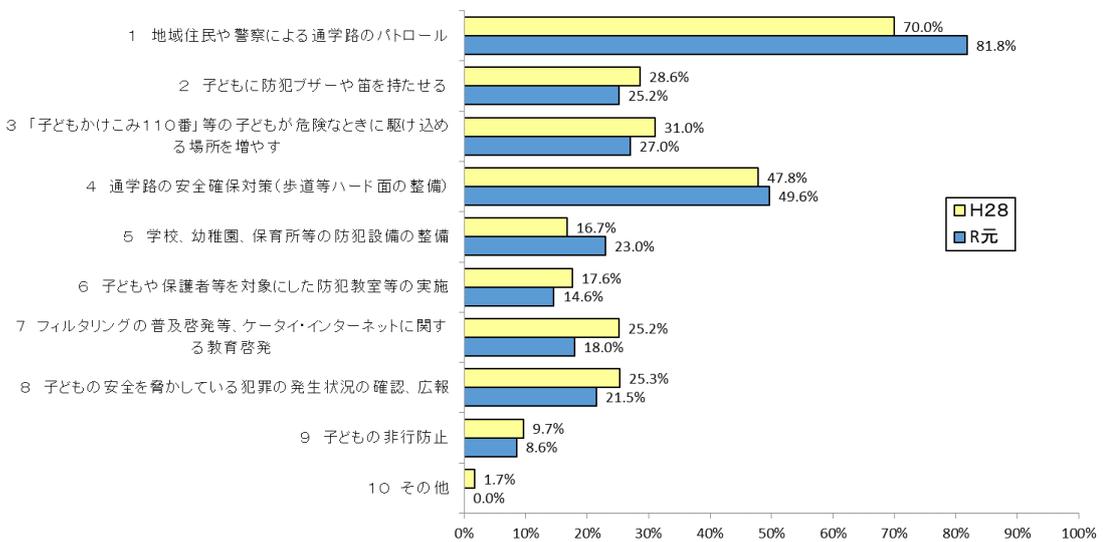
地域の安全に関する知りたい情報(必要と思うものを3つまで)



④子どもの安全確保について

子どもの安全確保のために必要な取組について聞いたところ、「通学路のパトロール」が最も多く、次いで「通学路の安全確保対策（ハード面の整備）」、「子どもが危険なときに駆け込める場所の増加」が上位を占めており、通学路等における子どもの安全を確保するため地域が連帯して対策を推進していくことを求める傾向が表れています。

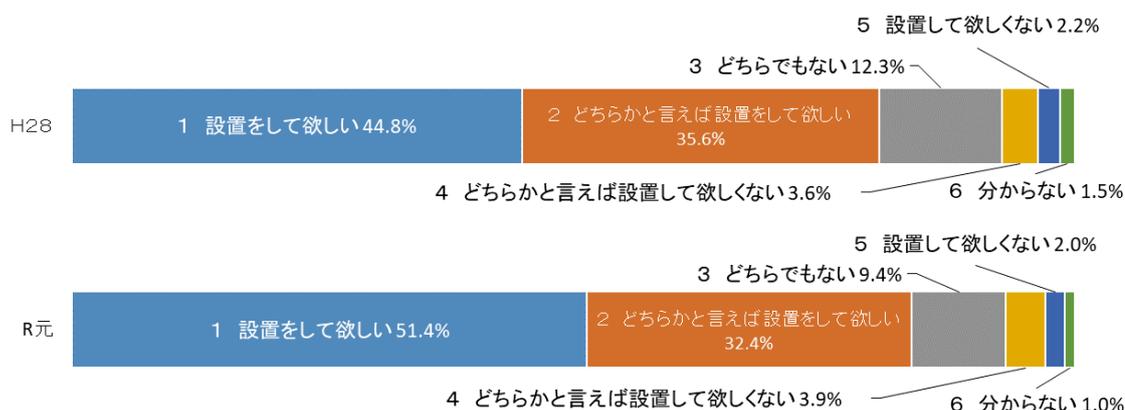
子どもの安全の確保のために必要な取組(必要と思うものを3つまで)



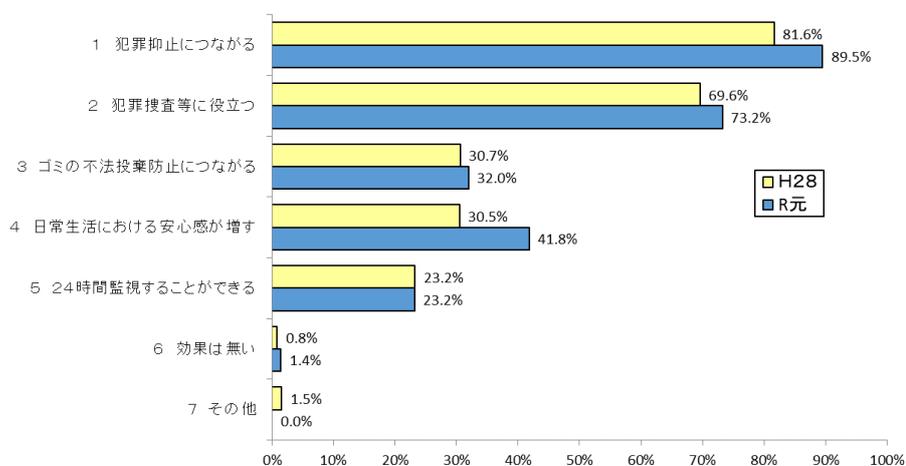
⑤公共空間等における防犯カメラの設置について

公共空間等における防犯カメラの設置について聞いたところ、84%が肯定的な意見であり、期待する効果としては「犯罪抑止」、「犯罪捜査等に役立つ」が多くなっています。一方で、防犯カメラ設置に係る問題点としては、「映像の流出・目的外使用」、「プライバシーの侵害」、「いつどこで撮影されているか分からない」といったことが挙げられています。公共空間等における防犯カメラの設置にあたっては、適正な管理運用が求められています。

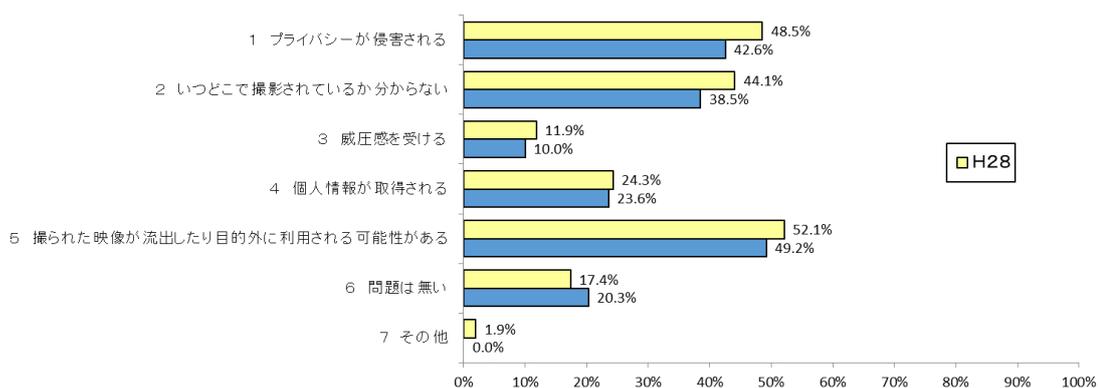
公共空間等における防犯カメラの設置について



期待する防犯カメラの設置効果(複数回答)



防犯カメラ設置の問題点(複数回答)

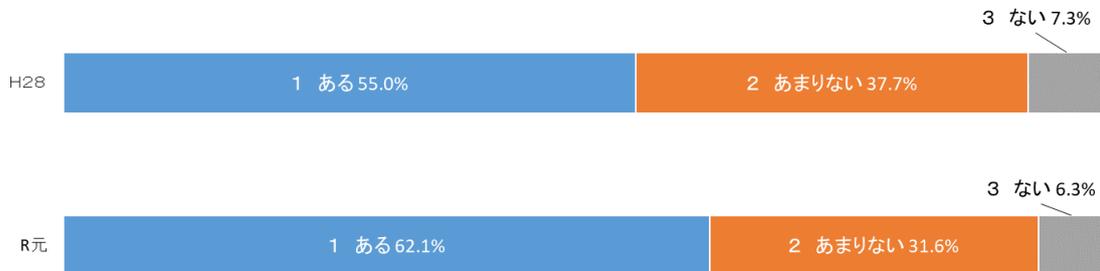


⑥犯罪被害者等の支援について

犯罪被害者等は、直接的な被害のほかに、周囲の無理解による言動等のために二次被害を受け、人権が傷つけられる現状があります。

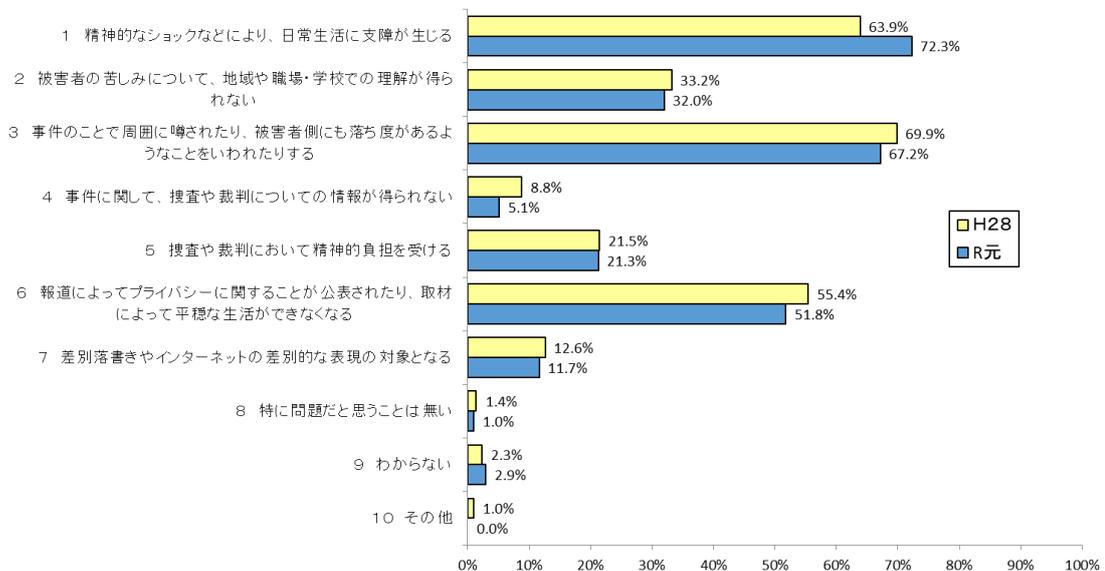
こうした犯罪被害者等の人権問題について聞いたところ、平成28年、令和元年ともに半数以上が「考えたことがある」と回答しています。

犯罪被害者等の人権問題



犯罪被害者等の人権問題としては、「精神的なショックによる日常生活への支障」が最も多く、次いで、「周囲の噂や被害者に落ち度があるように言われること」、「報道による生活への影響」が挙げられています。

犯罪被害者等の人権に関する問題(問題があると思うものを3つまで)



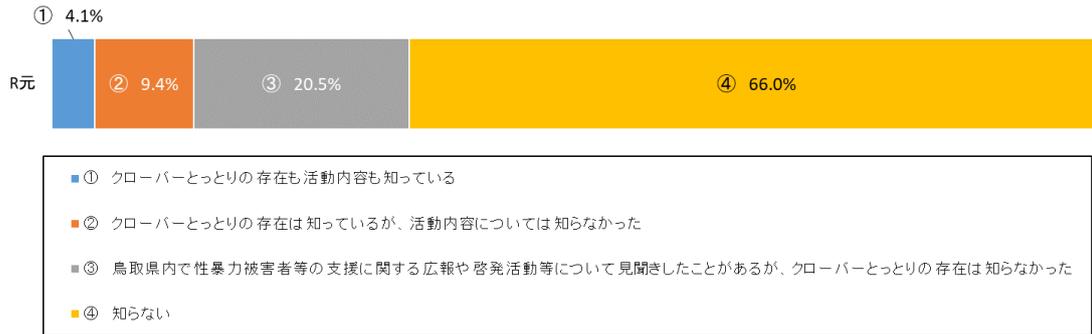
支援センター及びクローバーとっとりでは、犯罪被害者等に対する相談やサポートなどの支援活動や広報・啓発活動を行っています。

支援センターへの認識について聞いたところ、「知っている」との回答は27%ありましたが、半数以上は「知らない」との回答でした。

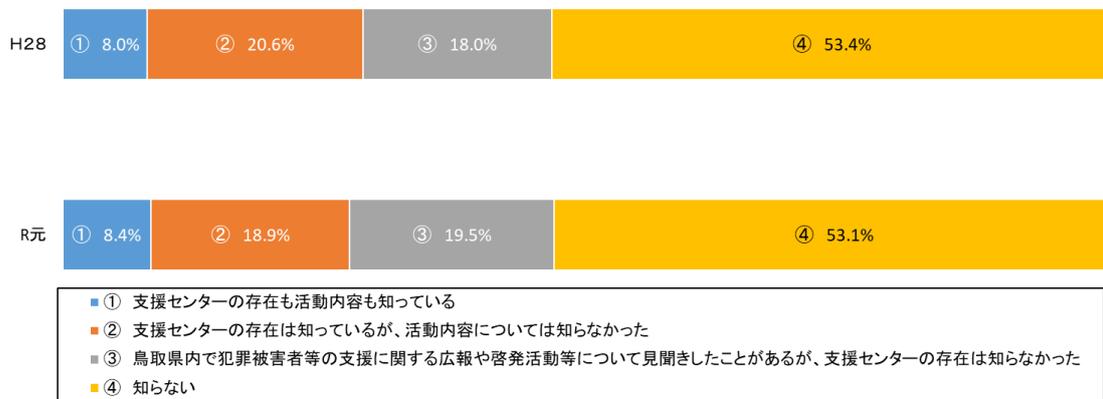
また、クローバーとっとりへの認識については、「知っている」との回答は14%でした。

被害者支援ボランティアについて聞いたところ、「活動してみたい」が約3%、「関心はある」が35%でした。

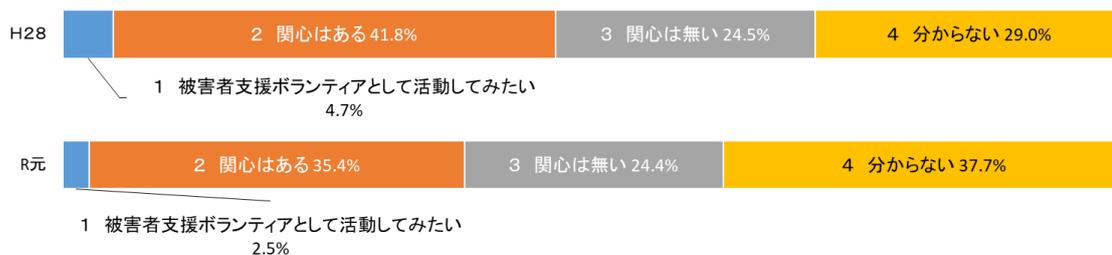
性暴力被害者支援センターとっとり(クローバーとっとり)に対する認識



とっとり被害者支援センターに対する認識



被害者支援ボランティアの活動への関心



⑦性暴力被害者への支援について

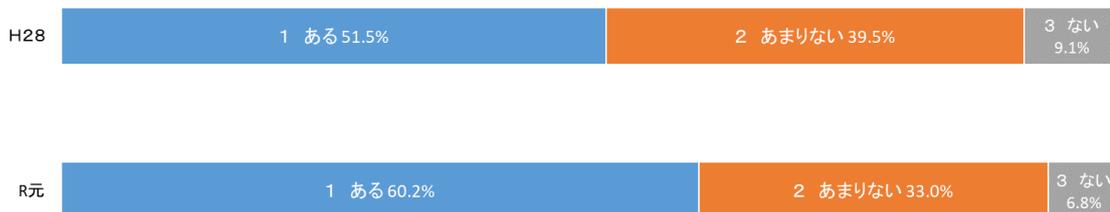
性暴力被害の経験があるとされた方のうち誰にも相談しなかった方は、平成29年の内閣府の調査では約6割、令和元年鳥取県の調査では約5割と、「恥ずかしくてだれにも言えない」、「自分さえがまんすれば良い」など、声をあげられない被害者が多いと考えられます。

性暴力被害への問題意識について聞いたところ、令和元年は、平成28年より増加し6割は「ある」との回答でした。

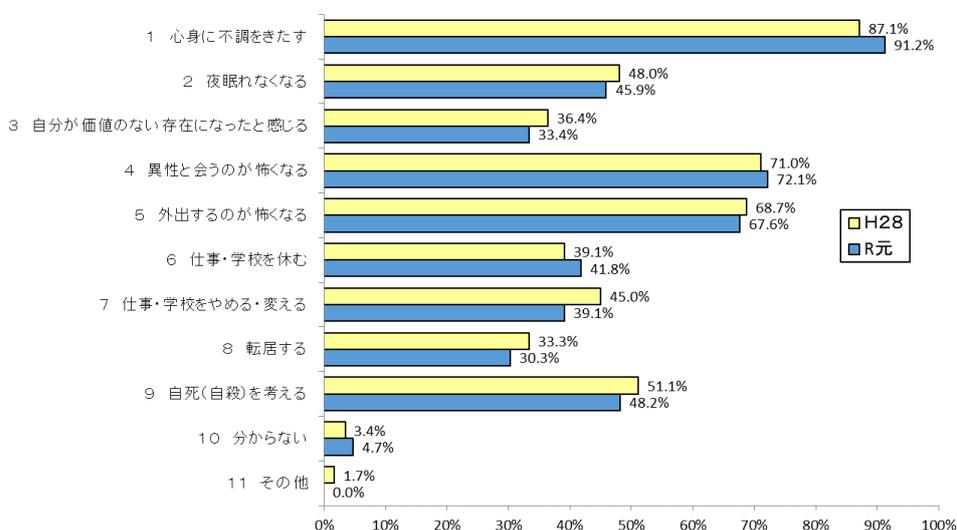
性暴力被害者に生じる問題について聞いたところ、「心身に不調をきたす」、「異性と会うのが怖くなる」、「外出するのが怖くなる」との回答が、令和元年はそれぞれ68～91%と認識が高い一方、「仕事・学校をやめる・変える」、「転居する」、「自分の存在価値がない」など生活に重大な影響を与える問題については、認識が低い傾向にあります。

犯罪・性暴力被害者への支援に必要な取組について聞いたところ、「電話・面接相談できる団体による支援活動」、「医療の提供」、「支援施策などの情報提供」、「カウンセリング」との回答がそれぞれ45～52%ありました。

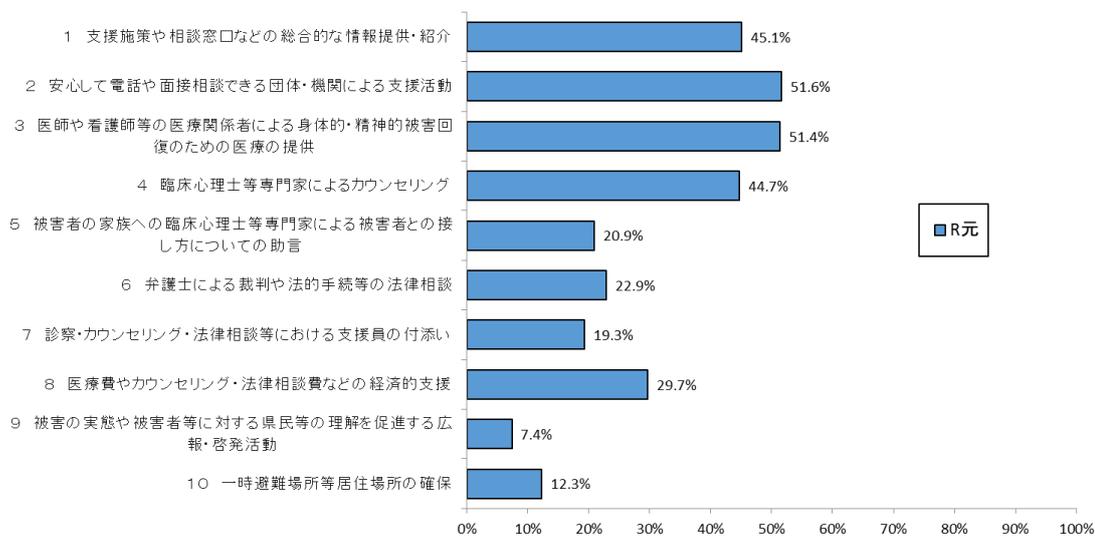
性暴力被害者に対する問題意識



性暴力被害者に生じると思う問題(複数回答可)



犯罪・性暴力被害者への支援のために必要な取組(必要と思うものを3つまで)



5 防犯活動及び対策の現状

(1) 県民等による防犯活動の状況

①活動の背景

警察は従来、事件の抑止と検挙を両輪として、犯罪の総量を抑制することに取り組んでいますが、犯罪が複雑・多様化する中、警察活動だけでは犯罪を抑止することが困難となってきました。

こうした状況を踏まえて、地域住民による自主的な防犯活動により、犯罪の発生を未然に防止しようとする取組が行われるようになっており、地域の安全・安心のための活動の輪が広がってきています。

②防犯協議会の活動

県内各警察署単位で「防犯協議会」が組織されています。

全県的な活動としては、年2回の防犯広報（広報誌による情報提供）、年末年始の犯罪被害の特別警戒活動や高齢者を対象とした訪問、防犯診断活動等が実施されています。

各地区の防犯協議会では、地域の犯罪発生状況等を踏まえ、ボランティア団体と連携を取り、パトロール活動や見守り活動が行われています。

③防犯ボランティア団体の活動

ア活動団体の概要

県内では、令和元年12月末で、防犯ボランティア団体として167団体、構成員約1万人が把握されています。これらの団体は、年間を通じて子どもの見守り活動や防犯パトロール等を積極的に行っており、地域の安全を守る大きな力となっています。

イ活動の内容

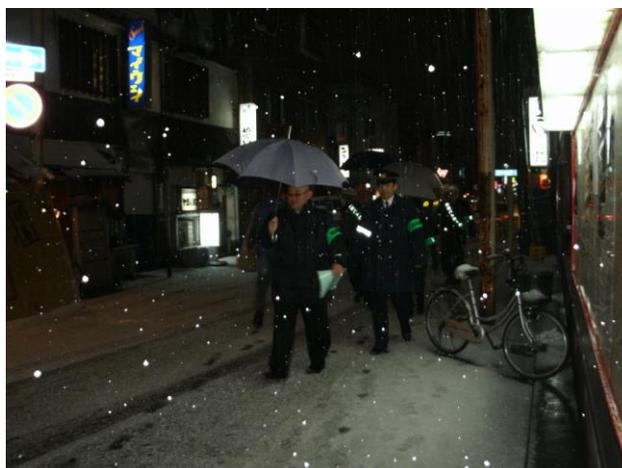
○繁華街パトロール

繁華街がにぎわう金曜日の夜を中心に、警察官と合同でパトロールを実施して、違法営業の抑止、不審者の検索、危険個所の点検などを行い、住民や観光客の安全安心のための環境づくりを目的に活動が行われています。

【活動事例】

《末広防犯会》

鳥取駅に近く、県内随一の繁華街である末広温泉町の安全で安心なまちづくりを目的として、管轄する鳥取駅前交番の警察官と合同で毎月1回、繁華街がにぎわう金曜日にメンバー10～15人程度でパトロールを実施。犯罪発生状況や住民の不安感などについても情報交換している。他にも毎月1回以上防犯情報を発信したり、毎年2回防犯教室を開催するなど、幅広い方法で積極的に活動している。



○子ども見守り活動

子ども見守り活動は、ほとんどの防犯ボランティア団体が行っており、小学生等の登下校時を中心に、通学路での立しょう、パトロール、子どもたちへの挨拶活動などが行われています。

【活動事例】

《ちづパトロール隊》

平成16年11月、智頭町内で声かけ事案等が発生したことを受け、10人程度で防犯ボランティア団体を結成した。現在は、構成員114人となり、活動も活性化している。平日の毎日、登下校時間に小学校前や、通学路に10人程度が立ち、児童の見守り活動を行っている。通学の時間帯に活動ができない構成員でも、買い物や犬の散歩時間を活用した、「そのときに出来る活動」でランダムに継ぎ目のない継続した活動を行っている。

《美保南地区子ども見守り隊（南っ子まもるんじゃー）》

全国で子ども達を巻き込む悲惨な事件が起きる中、令和元年7月に結成。地域住民62名、各種団体10団体、公的機関4機関が登録している。地域全体で見守ることを重視し、学校の「マチコミメール」を活用するなど、密に連携している。また、誰でも、いつでも、継続して参加できることにも重点を置き、下校時間帯を中心に各メンバーが可能な範囲で「ながら見守り」等を行っている。



○青色防犯パトロール

県内では、平成17年2月から、青色回転灯を装着した車両で、子どもの通学路を中心に防犯パトロールや見回り活動が行われており、犯罪を行おうとする者に対する抑止力として、また住民の安心感の醸成に効果を上げています。

青色防犯パトロールは、防犯効果が高い活動ですが、実施されていない地域もあり、全県的な広がりが求められています。

【活動事例】

《緑ヶ丘グリーンハイツ防犯・環境対策委員会》

米子市箕蚊屋中学校区の安全を確保し、安全・安心のまちづくりを進めるため、平成17年からメンバー24名の中から2人1組のシフト制により、2週1回、青色回転灯を装着した車1台で巡回パトロールを行っている。また区内を徒歩で3人1組、週2回の巡回パトロールを行っている。さらに定期的に公園清掃、遊具の点検、道路・歩道の安全点検などを行っている。防犯活動メンバーは合わせて防災活動も行っている。

《若葉台まちづくり協議会》

「地域の子どもは地域で守ろう」を合言葉に、平成27年からシニア世代を中心に14名が防犯見守り隊を結成して、パトロール活動を続けている。この活動に対して、平成元年5月にニッセイ財団から「生き生きシニア活動顕彰」を受けるとともに、同年11月には、日本財団の助成を受けて青色回転灯を装着したミニパト車両が配備された。この青パトにより、若葉台地区全域を巡回コースとして、小学生の下校時に合わせて、週3回～4回の見回り活動を実施している。

○子どもかけ込み110番の家

子ども等が犯罪被害に遭いそうになった時に、助けを求めてかけ込める緊急避難場所、一時的な保護や関係機関への通報などを行います。県内では、一般民家と事業所をあわせて約5,000か所（平成31年3月末現在）が登録されています。

活動は、警察署、小学校単位で行われていますが、不審者による声かけ事案などの情報のやりとり等をきめ細かくしていくことが求められています。

今後、県警と教育委員会、知事部局の関係課が連携し、円滑な情報交換を行っていくことが必要です。

○タクシーによる防犯パトロール

平成18年から、県内のタクシーが業務の合間にパトロール活動を行っており、業務中に事件・事故を発見した場合、直ちに110番通報や最寄りの警察署への通報等を行うこととしています。

○防犯連絡所

防犯連絡所は各警察署に設置されており、地区の自治会長など地域の安全活動を積極的に行っている方の自宅を指定し、防犯パトロール、広報など地域と警察の橋渡しの役割を担っています。

現在、県内に1,000か所以上設置されています。（令和元年12月末現在）

（2）市町村の防犯対策の現状

県内市町村では平成10年以降、いわゆる「生活安全条例」が制定され始め、これまでに19市町村全てで制定されています。

各市町村は防犯活動の促進を図るための取組を行っており、防犯ボランティア団体等に補助金を交付している自治体もあります。また最も多いのが防犯パトロールです。半分以上の市町村が何らかのパトロールを行っています。このうち、2市5町が青パトを独自に所有し活動しています。

住民に対する情報提供・意識啓発としては、地元警察署から提供される防犯・交通安全情報の提供や注意の呼び掛けが行われています。

【鳥取市の防犯活動】

○防犯パトロールの実施

平成18年から、市の公用車に「防犯パトロール中」のステッカーを貼り、防犯広報パトロールを実施している。

○警察署管内安全で安心なまちづくりネットワーク会議の開催

岩美町・智頭町と共同で、警察署単位でネットワーク会議を開催し、行政・警察・学校・防犯ボランティア団体、公民館・町内会等と情報共有や意見交換等を実施し、人材育成や活動の活性化、連携の強化を図っている。

○安全安心だよりの発行

平成22年から、行政で提供できる防犯関係情報を「安全安心だより」として発行し、防犯ボランティア団体、地区公民館、小中学校等に配布している。

(3) 学校等の防犯対策の現状

学校における防犯対策としては、平成13年6月に大阪府において発生した小学校児童殺傷事件等を踏まえ、同様の事件の再発を防止する目的で施設・設備面及び管理運営面を中心に対策が講じられています。

- 学校・家庭・地域（学校安全ボランティア等）が連携し、児童生徒の登下校を中心として見守り活動を実施するなど地域ぐるみによる子どもの安全確保が図られています。今後、連携の継続と更なる連携強化が必要です。
- 不審者等の侵入に備え、地域の実情に応じた学校安全マニュアルの作成とマニュアルを踏まえた実践的な防犯訓練が実施されています。今後、学校安全マニュアルの見直しと関係機関等と連携するなどの防犯訓練が必要です。
- 防犯訓練、地域安全マップの作成や活用等により、児童生徒の危険予測能力・危険回避能力の育成が図られています。引き続き、児童生徒の危険予測能力・危険回避能力の育成が必要です。
- 防犯カメラの設置、センサーの取付け、校内緊急通報システム、防犯ベル・ブザーの設置などの防犯・通報設備の整備やさすまた、盾、催涙スプレーなどの自衛器具の配備が行われています。引き続き、学校の実情に応じた整備・配備が必要です。

(4) 警察の防犯対策の現状

警察においては、令和元年の運営指針として「県民の期待にこたえる警察」を掲げ、重点目標として「総合的な犯罪抑止対策の推進」等に取り組み、県、市町村、防犯ボランティア、事業者、県民と協働・連携して各種の防犯対策を実施しています。

①自主防犯活動の促進等

- ・毎月10日を「防犯の日」として、県民に防犯思想の普及を図り、積極的な自主防犯活動の実践を促すとともに、警察官による街頭活動を特に推進して、犯罪のない明るく住みよいまちづくりを推進しています。
- ・県民の安全・安心に関する認識を高めるため、毎年「地域安全フォーラム」を開催するとともに、県内各地区において防犯訓練、防犯講習や町内会等の会合等の機会に特殊詐欺被害防止の講習を開催しています。
- ・イベントや講習会等において各種広報チラシを配布し、防犯に対する啓発に努めるとともに、インターネット等の電子媒体を利用した広報も行っています。
- ・ボランティア団体等と連携し、青色防犯パトロールを実施するとともに、防犯連絡所を設置しています。また、防犯ボランティア団体とネットワークを構築し、素早い情報の伝達と的確な防犯活動の推進に努めています。

②高齢者等の防犯対策

- ・犯罪者に狙われることの多い高齢者については、居宅の巡回連絡や各種会合等を通じて特殊詐欺被害防止等に関する相談指導等の防犯対策を行っています。
- ・子どもたちを犯罪から守るため、保護者・防犯団体等と連携した見守り活動や防犯パトロールを実施するとともに、学校等における不審者対応訓練の援助や県及び県教育委員会等との被害情報の共有化、対策会議の開催等により意思疎通に努めています。

- ・女性への犯罪に対しては、しつこくつけ回すストーカーや夫などの近親者からの暴力（DV）に関する相談を受け、指導や助言を行っています。

③街頭防犯カメラの設置促進

- ・街頭防犯カメラは、犯罪被害の未然防止や犯罪発生時の対策として、県民が安心して安全に暮らせる地域社会を実現するために、公道上など不特定多数の方が往来する場所に設置されています。「地域の安全は自分たちで守る」という意識を高め、社会全体で犯罪を起こさせない機運を醸成させる点でも有効なものとされています。
- ・地域の犯罪の発生状況や地域住民の方々の意見・要望、設置による効果等を勘案しながら、安全安心なまちづくりに向けた働き掛け等を、自治体等に対して行っています。

(5) 防犯環境整備の状況

①民間の取組状況

国土交通省が実施した「平成25年住生活総合調査」において住宅及び居住環境に関して重要と思う項目では「治安、犯罪発生の防止」が35.5%と最も多く、住宅の防犯性についても17.6%との結果があり、依然として防犯に対する意識は高い状況にあります。このような状況から住宅性能表示制度にも「防犯性能」が加わることにより、防犯性の高い住宅の設計が進められています。

共同住宅に関しても、防犯に対するユーザーニーズの高まりを踏まえ、国において「防犯に配慮した共同住宅に係る設計指針」が示されるなど、防犯対策への取組が進められています。

②市町村の取組状況

子どもへの声かけ事案の増加や女性へ犯罪が依然として発生していることやこれまでの蛍光灯より消費電力が少なく、長寿命であるLED（発光ダイオード）防犯灯のメリットが大きいことから、防犯灯設置に対して助成する市町村が平成21年度から大幅に増加してきました。LED防犯灯の新設にあたっては、令和2年2月末現在、2市8町1村が全額負担する事業を行っており、2市12町で町内会等に対する助成制度等を設けています。また蛍光灯等防犯灯からLED防犯灯への更新にあたっては、令和2年2月末現在、1市7町1村が全額負担する事業を行っており、2市11町で町内会等に対する助成制度を設けています。蛍光灯等防犯灯新設・更新に対する補助を行っている自治体もありますが、助成対象をLED照明のみとしたり、LED照明を使用する場合補助率等を有利に設定している自治体がほとんどです。また、防犯灯の電気代の補助を行っている市町もあります。

道路・公園等については、1市が「安全で安心なまちづくり実施計画」を策定し、年次計画的に防犯に配慮した整備を進めることとされていますが、他の市町村においては、そのような計画は作成されておらず、整備状況は不明です。

③県の取組状況

県では、平成24年度から、防犯環境整備の促進による犯罪のないまちづくりの推進を図ることを目的に、LED防犯灯の新設について市町村に対して補助しています。さらに、平成30年度からは星空や環境に優しいLED防犯灯の普及を進めるため、電球や蛍光管を利用した既存防犯灯からのLED防犯灯への更新も補助対象として取組を進めています。全国的に凶悪犯罪が後を絶たないことから、今後も、地域の防犯力を向上するための助成制度を検討します。

「道路整備ビジョン」において、道づくりの柱として3つの方向性を提示しています。そのひとつに、「安全で安心な道づくり」を掲げ、道路利用者の安全確保の観点から、通学路における歩道整備や視認性向上のため植栽等の大きさ・配置の見直し、その他道路施設の維持管理等について、年次計画を定めて推進しているところです。

都市公園や自然公園の整備や管理については、「防犯指針」や「鳥取県公共施設緑化マニュアル」等に基づいて防犯対策の視点を踏まえた対応を行うこととしています。

住宅については、今後、先述した防犯に配慮した住宅の指針に基づいて「防犯住宅」の普及を図っていくこととしています。

各地域の実情等を踏まえ、更に防犯に配慮した施設・設備の整備を図っていく必要があります。

6 犯罪被害者等の支援等の現状

犯罪被害者等に対する支援については、平成17年4月、「犯罪被害者等基本法」が施行され、また翌年12月に、「犯罪被害者等基本計画」が閣議決定され、具体的な施策が打ち出されました。

県では、平成20年6月に「鳥取県犯罪のないまちづくり推進条例」を制定し、犯罪の防止及び犯罪被害者等支援に取り組んできたが、犯罪被害者等支援をより明確にするため、令和2年3月に条例を改正しました。

平成21年3月に条例の規定に基づく「鳥取県犯罪のないまちづくり推進計画」を策定し、以後3年ごとに改定を行い、令和2年3月には「第5期計画」（令和2～4年度）を策定し、相談窓口における犯罪被害者等に対する適切な情報提供や支援を行うとともに、犯罪被害者等に対する県民の理解を深め、協力を促進するための広報啓発などの取組を進めています。なお、第5期計画では、犯罪防止編、犯罪被害者等支援編の2編構成とすることで、犯罪被害者等支援に係る内容の充実を図りました。

また、平成20年6月に民間の犯罪被害者等支援団体「(公社)とっとり被害者支援センター」が開設され、同年10月から犯罪被害者からの相談対応や支援活動が本格的に開始され、平成23年3月には、県公安委員会から犯罪被害者等早期援助団体に指定されました。

平成28年11月には、県、医療機関、司法関係者等で構成する鳥取県性暴力被害者支援協議会を立ち上げ、平成29年1月に性暴力被害者等からの相談対応や支援活動を行う「性暴力被害者支援センターとっとり(愛称：クローバーとっとり)」が開設されました。

犯罪被害者等に対する十分な支援が求められている中で、県の施策を体系的に整理し、国、市町村及び犯罪被害者等支援団体等と連携して、犯罪被害者等への支援をより推進することとしています。

II 鳥取県犯罪のないまちづくり推進条例

平成 20 年 6 月 24 日
鳥取県条例第 44 号

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条—第 9 条)
- 第 2 章 自主防犯活動等(第 10 条—第 14 条)
- 第 3 章 防犯環境整備(第 15 条—第 22 条)
- 第 4 章 優良防犯施設の認定(第 23 条)
- 第 5 章 犯罪被害者等の支援(第 24 条—第 27 条)
- 第 6 章 鳥取県犯罪のないまちづくり協議会(第 28 条—第 33 条)
- 第 7 章 雑則(第 34 条)
- 附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、犯罪のないまちづくりの推進について、基本理念を定め、県、市町村、県民、防犯団体等、犯罪被害者等支援団体及び事業者の責務を明らかにするとともに、その基本となる事項を定めること等により、犯罪のないまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪のないまちづくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪のないまちづくり 犯罪が防止され、及び犯罪により被害を受けた者に十分な支援がなされることで、県民が犯罪におびえることなく安心して暮らすことができる地域社会を実現していくことをいう。
- (2) 防犯団体等 自主防犯活動を行うことを目的として設立された団体、自主防犯活動を行う地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体その他犯罪の防止に資する活動を行う団体をいう。
- (3) 犯罪被害者等 犯罪被害者等基本法（平成 16 年法律第 161 号）第 2 条第 2 項に規定する犯罪被害者等をいう。
- (4) 犯罪被害者等支援団体 犯罪被害者等の支援を行うことを目的とする民間の団体をいう。
- (5) 自主防犯活動 犯罪を防止するために、県民、防犯団体等又は事業者が行う自主的な活動をいう。
- (6) 防犯カメラ 画像を記録媒体に保存する機能を備えたビデオカメラその他の撮影機器であって、犯罪を防止する目的で設置されるものをいう。
- (7) 防犯環境整備 犯罪を防止するために、県、市町村、県民、防犯団体等又は事業者が行う生活環境の整備に係る取組をいう。

(基本理念)

第 3 条 犯罪のないまちづくりは、日常生活において自らの安全(犯罪に対するものとする。以下同じ。)は自らが守るという意識の下に行われる、県民一人一人の自主的な取組を基本として推進されなければならない。

2 犯罪のないまちづくりは、県民、防犯団体等、犯罪被害者等支援団体又は事業者（以下「県民等」という。）が互いの自主性を尊重しつつ、協力して取り組むことにより推進されなければならない。

3 犯罪のないまちづくりは、県、市町村及び県民等の適切な役割分担及び協働の下で推進されなければならない。

4 犯罪のないまちづくりは、犯罪被害者等の権利利益の保護が図られるよう推進されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、広域的な見地から総合的な犯罪のないまちづくりに関する施策を策定し、市町村及び県民等と協働してこれを実施しなければならない。

(市町村の責務)

第5条 市町村は、基本理念にのっとり、地域の特性、実情等に即して犯罪のないまちづくりに関する施策を策定し、及び実施するものとし、県及び県民等との連携に努めるものとする。

(県民の責務)

第6条 県民は、基本理念にのっとり、犯罪のないまちづくりに関する理解を深め、日常生活における自らの安全の確保と地域における自主防犯活動への積極的な参加に努めるものとする。

2 県民は、犯罪のないまちづくりを進める上で各人の規範意識が重要な役割を有していることを認識し、協力して家庭や地域において規範意識を醸成するよう努めるものとする。

3 県民は、犯罪のないまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

4 県民は、基本理念にのっとり、犯罪のないまちづくりに関する理解を深め、犯罪被害者等が不当に差別を受けることがないようその権利を擁護するとともに、犯罪被害者等の名誉及び生活の平穏を害することがないよう十分配慮するものとする。

(防犯団体等の責務)

第7条 防犯団体等は、基本理念にのっとり、地域における自主防犯活動を主体的に企画し、これを実施するよう努めるものとする。

2 防犯団体等は、前項の自主防犯活動を実施するに当たっては、県、市町村及び他の防犯団体等との連携を図ることにより、その効果的な推進に努めるものとする。

3 防犯団体等は、地域において犯罪のないまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第8条 事業者は、基本理念にのっとり、当該事業者が所有し、又は管理する施設（以下「事業用施設」という。）及びその事業活動における安全の確保と自主防犯活動への取組に努めるものとする。

2 事業者は、従業員が自主防犯活動に参加しやすい環境の整備に努めるものとする。

3 事業者は、犯罪のないまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

4 事業者は、事業用施設に防犯カメラ、警察機関に通報することができる装置その他の犯罪の防止に配慮した設備等を備え、地域における防犯環境整備に協力するよう努めるものとする。

5 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、犯罪被害者等が不当に差別を受けることがないようその権利を擁護するとともに、犯罪被害者等の名誉及び生活の平穏を害することがないよう十分配慮するものとする。

(推進計画)

第9条 知事は、県が犯罪のないまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画（以下「推進計画」という。）を定めるものとする。

2 推進計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 犯罪のないまちづくりに関する施策の推進に関する基本的な方針

(2) 自主防犯活動の促進に関する事項

(3) 防犯環境整備の促進に関する事項

(4) 犯罪被害者等の支援に関する事項

(5) その他犯罪のないまちづくりを推進するために必要な事項

3 知事は、推進計画を定めようとするときは、あらかじめ、鳥取県犯罪のないまちづくり協議会の意見を聴くものとする。

4 知事は、推進計画を定めたときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

5 前2項の規定は、推進計画の変更について準用する。ただし、鳥取県犯罪のないまちづくり協議会があらかじめ定めた軽微な変更については、この限りでない。

第2章 自主防犯活動等

(自主防犯活動の促進)

第10条 県は、県民等が犯罪のないまちづくりに関する理解を深め、自主防犯活動が活発に行われるよう、必要な広報その他の啓発活動を行うとともに、情報の提供、助言その他の措置を講ずるものとする。

2 県は、自主防犯活動を行う防犯団体等及びその指導者の育成のための支援を行うものとする。

(通報等)

第11条 人の生命、身体、財産等に危害を加え、又はそのおそれがある者(以下「不審者等」という。)を発見した者は、警察その他の関係機関に通報するよう努めるものとする。

2 前項の規定による通報を受けた警察その他の関係機関は、必要があると認めるときは、周辺住民等に対し、当該不審者等の情報を提供し、地域における犯罪の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

(児童等の安全の確保)

第12条 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。)、同法第124条に規定する専修学校(同法第125条第1項に規定する高等課程に限る。)又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設(以下「学校等」という。)の設置者等(施設を設置し、又は管理する者をいう。以下同じ。)は、当該学校等における児童、生徒又は幼児(以下「児童等」という。)の安全を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

2 知事及び教育委員会は、公安委員会と協議して、前項の措置の参考となるべき指針を定めるものとする。

3 知事及び教育委員会は、前項の指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

4 県は、学校等の設置者等に対し、第1項の措置について、必要な情報の提供、助言その他の措置を講ずるものとする。

第13条 学校等の設置者等、通学路等(学校等への通学、通園等の用に供される道路又は児童等が利用する公園、広場等をいう。以下同じ。)を管理する者及び通学路等に係る地域を管轄する警察署長は、児童等の保護者及び通学路等に係る地域の防犯団体等と連携して、当該通学路等における児童等の安全を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

2 知事及び教育委員会は、公安委員会と協議して、前項の措置の参考となるべき指針を定めるものとする。

3 前条第3項の規定は、前項の指針について準用する。

(高齢者等の安全の確保)

第14条 県は、高齢者、障害者その他犯罪を防止する上で特別な配慮を必要とする者(以下「高齢者等」という。)及び高齢者等の日常生活の支援を行う者に対し、高齢者等が犯罪により害を被ることがないようにするために必要な情報の提供、助言その他の措置を講ずるものとする。

第3章 防犯環境整備

(防犯に配慮した住宅)

第15条 住宅の設計又は建築を業とする者(以下「住宅業者」という。)は、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する住宅(以下「防犯住宅」という。)の普及が進むよう努めるものとする。

2 共同住宅を所有し、又は管理する者(以下「共同住宅所有者等」という。)は、当該住宅を防犯住宅とするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 知事及び公安委員会は、共同して、住宅を防犯住宅とする上で参考となるべき指針を定めるものとする。

4 第12条第3項の規定は、前項の指針について準用する。

5 県は、住宅業者、共同住宅所有者等、住宅を建築しようとする者又は住宅に居住する者に対し、防犯住宅の構造、設備等について必要な情報の提供、助言その他の措置を講ずるものとする。

(防犯に配慮した公園等)

第16条 公園又は道路(以下「公園等」という。)の設置者等は、当該公園等を犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするために必要な措置を講ずるものとする。

2 知事及び公安委員会は、共同して、前項の措置の参考となるべき指針を定めるものとする。

3 第12条第3項の規定は、前項の指針について準用する。

4 県は、公園等の設置者等に対し、犯罪の防止に配慮した公園等の構造、設備等について必要な情報の提供、助言その他の措置を講ずるものとする。

(防犯に配慮した自動車駐車場等)

第17条 自動車駐車場又は自転車駐輪場(以下「駐車場等」という。)の設置者等は、当該駐車場等を犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 知事及び公安委員会は、共同して、前項の措置の参考となるべき指針を定めるものとする。

3 第12条第3項の規定は、前項の指針について準用する。

4 県は、駐車場等の設置者等に対し、犯罪の防止に配慮した駐車場等の構造、設備等について必要な情報の提供、助言その他の措置を講ずるものとする。

(深夜小売業者等の防犯措置)

第18条 深夜(午後10時から翌日の午前6時までの時間をいう。)において小売業を営む者並びに銀行その他の金融機関及び貸金業法(昭和58年法律第32号)第2条第2項に規定する貸金業者(以下「深夜小売業者等」という。)は、その営業のための施設を犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 知事及び公安委員会は、共同して、前項の措置の参考となるべき指針を定めるものとする。

3 第12条第3項の規定は、前項の指針について準用する。

4 県は、深夜小売業者等に対し、第1項の措置について必要な情報の提供、助言その他の措置を講ずるものとする。

(空家の防犯措置)

第19条 空家を所有し、又は管理する者は、当該空家が犯罪に利用されることを防止するため、侵入の防止その他管理上必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(防犯に配慮した自動車等の普及)

第20条 自動車、原動機付自転車又は自転車(以下「自動車等」という。)の販売、貸出し又は整備を業とする者は、盗難の防止に配慮した構造又は設備を有する自動車等及びその盗難を防止するための装置の普及に努めるものとする。

(防犯に配慮した自動販売機の普及)

第21条 自動販売機の販売又は貸出しを業とする者は、盗難の防止に配慮した構造又は設備を有する自動販売機の普及に努めるものとする。

2 自動販売機の設置者等は、当該自動販売機からの盗難を防止するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(防犯カメラの適正な設置及び運用)

第22条 不特定多数の者が出入りする場所又は旅客施設若しくは車両等(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第2条に規定する旅客施設又は車両等をいう。)に防犯カメラを設置し、又は運用する者(以下「防犯カメラ設置者等」という。)は、防犯カメラによって不当に人権が侵害されないようにするための措置を講ずるよう努めるものとする。

2 知事及び公安委員会は、共同して、前項の措置の参考となるべき指針を定めるものとする。

3 第12条第3項の規定は、前項の指針について準用する。

4 県は、防犯カメラ設置者等に対し、第1項の措置について必要な情報の提供、助言その他の措置を講ずるものとする。

第4章 優良防犯施設の認定

第23条 知事は、規則で定めるところにより、防犯のための措置が講じられていると認める施設を、優良防犯施設として認定することができる。

2 前項の規定により認定した施設が優良防犯施設に該当しなくなったときは、知事は、同項の認定を取り消すことができる。

第5章 犯罪被害者等の支援

(国等との連携)

第24条 県は、犯罪被害者等の支援に関し、県下各地域の状況に応じた施策を策定し、国、市町村及び犯罪被害者等支援団体と連携して、これを実施するものとする。

(理解の増進)

第25条 県は、教育活動、広報活動等を通じて、犯罪被害者等が不当に差別を受けることがないようにその権利を擁護するとともに、犯罪被害者等の名誉及び生活の平穩を害することがないように十分配慮することの重要性等について県民及び事業者の理解を深めるよう必要な施策を講ずるものとする。

(犯罪被害者等支援団体の責務)

第26条 犯罪被害者等支援団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援に関する専門的な知識及び経験を活用し、地域における犯罪被害者等の支援を主体的に企画し、これを実施するよう努めるものとする。

2 犯罪被害者等支援団体は、犯罪被害者等の支援を実施するに当たっては、県、市町村、他の犯罪被害者等支援団体等との連携を図ることにより、その効果的な推進に努めるものとする。

3 犯罪被害者等支援団体は、犯罪のないまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(犯罪被害者等支援団体に対する支援)

第27条 県は、犯罪被害者等の支援に犯罪被害者等支援団体が果たす役割の重要性に鑑み、その活動の促進を図るため、犯罪被害者等支援団体への情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

第6章 鳥取県犯罪のないまちづくり協議会

(設置)

第28条 推進計画の策定、推進計画に基づく犯罪のないまちづくりに関する施策の実施状況その他犯罪のないまちづくりに関する重要事項を調査審議させるため、附属機関として、鳥取県犯罪のないまちづくり協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(組織)

第29条 協議会は、委員10人以内で組織する。

(委員)

第30条 委員は、犯罪のないまちづくりに関し識見を有する者のうちから、知事が任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長)

第31条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第32条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(運営に関する細則)

第33条 この章に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第7章 雑則

第34条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年条例第47号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(鳥取県附属機関条例の一部改正)

2 鳥取県附属機関条例(平成25年鳥取県条例第53号)の一部を次のように改正する。

附 則(令和2年条例第18号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(鳥取県附属機関条例の一部改正)

2 鳥取県附属機関条例(平成25年鳥取県条例第53号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
名称	調査審議する事項	名称	調査審議する事項
略		略	
鳥取県犯罪のないまちづくり協議会	鳥取県犯罪のないまちづくり推進条例（平成20年鳥取県条例第44号） <u>第28条</u> に規定する事項	鳥取県犯罪のないまちづくり協議会	鳥取県犯罪のないまちづくり推進条例（平成20年鳥取県条例第44号） <u>第25条</u> に規定する事項
略		略	

Ⅲ 鳥取県犯罪のないまちづくり協議会委員名簿

氏 名	役 職 等	備 考
上 田 恵 樹	(公社) 鳥取県防犯連合会 専務理事	
遠 藤 学	(一社) 鳥取県建築士会 会員	
国 森 幸 子	鳥取市老人クラブ連合会 女性委員	
清 水 成 眞	倉吉地区少年健全育成指導員	
徳 田 さよ子	犯罪被害者自助団体なごみの会 会員	
橋 本 徳 香	倉吉市総務部防災安全課長	
丸 祐 一	鳥取大学地域学部地域学科 准教授	会 長
水 本 昭 博	セコム(株) 鳥取統轄支社 統轄支社長	副会長
山 本 かおり	鳥取県PTA協議会 評議員	
山 本 和 代	公募委員	

(任期 令和元年7月29日～令和3年7月28日)

Ⅳ 鳥取県犯罪のないまちづくり協議会の開催経過

開 催 日	審 議 内 容
平成20年 9月12日	・鳥取県犯罪のないまちづくり推進計画(骨子案)について ・指針(骨子案)について
平成20年11月13日	・鳥取県犯罪のないまちづくり推進計画(案)について
平成21年 1月15日	・指針(案)について
平成21年 3月17日	・鳥取県犯罪のないまちづくり推進計画(答申案)について ・指針(答申案)について
平成22年 3月14日	・鳥取県犯罪のないまちづくり推進計画の進捗状況について
平成23年 3月15日	・鳥取県犯罪のないまちづくり推進計画の進捗状況及び次期計画の 施策の方向性について
平成23年 8月 9日	・鳥取県犯罪のないまちづくり推進計画(改定案)について
平成23年12月 1日	・鳥取県犯罪のないまちづくり推進計画(改定の答申案)について
平成25年 2月20日	・鳥取県犯罪のないまちづくり推進計画(改訂版)の進捗状況について
平成26年 2月24日	・鳥取県犯罪のないまちづくり推進計画(改訂版)の進捗状況について ・鳥取県犯罪のないまちづくり推進計画改定の骨子(案)について
平成26年 7月23日	・鳥取県犯罪のないまちづくり推進計画(第3期)案について
平成26年 8月28日	・鳥取県犯罪のないまちづくり推進計画(第3期)案について
平成26年11月25日	・鳥取県犯罪のないまちづくり推進計画(第3期)案の答申について
平成27年10月26日	・鳥取県犯罪のないまちづくり推進計画の取組状況について ・鳥取県防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン(案) について
平成28年 3月16日	・鳥取県犯罪のないまちづくり推進計画の取組状況について ・鳥取県防犯カメラの設置及び運用に関する指針の策定について
平成28年 8月23日	・鳥取県犯罪のないまちづくり推進計画の取組状況について ・鳥取県防犯カメラの設置及び運用に関する指針案の答申について
平成28年10月24日	・鳥取県防犯カメラの設置及び運用に関する指針案の答申について
平成29年 3月24日	・鳥取県犯罪のないまちづくり推進計画(第3期)の進捗状況及び 施策の取組状況について ・鳥取県犯罪のないまちづくり推進計画(第4期)案について
平成29年 5月12日	・鳥取県犯罪のないまちづくり推進計画(第4期)案の答申について

開催日	審議内容
平成30年 9月11日	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県犯罪のないまちづくり推進計画の進捗状況及び施策の取組状況について
令和元年 9月 4日	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県犯罪のないまちづくり推進計画の数値目標の進捗状況 ・鳥取県犯罪のないまちづくり推進施策の取組状況 ・鳥取県犯罪のないまちづくり推進計画策定方針（案）について
令和 2年 1月16日	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県犯罪のないまちづくり推進計画（第5期）案について ・通学路等における児童等の安全確保に関する指針の一部変更（案）について
令和 2年 3月 6日	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県犯罪のないまちづくり推進計画（第5期）案の答申について ・通学路等における児童等の安全確保に関する指針の一部変更案の答申について